

事務事業名

(水道) 水のたいせつ啓発事業

別添資料 (該当するものに●)

- ☐ 位置図 (施設の場所、作業場所など)
- ☐ パンフレット
- ☒ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☐ その他

-
- ☐ 特になし

参考データ (該当するものに●)

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

1人1人の工夫で上手に節水

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

第65回「水道週間」実施要綱

1. 名 称 第65回「水道週間」
2. 期 間 令和5年6月1日（木）から6月7日（水）まで

3. 趣 旨

水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指してこれまで水道の整備が図られてきた。現在ではほぼ全域にわたる普及率を達成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に直面していることも現実である。こうした水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に早急に取り組む必要がある。

また、東日本大震災や近年の大規模災害等を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国の水道事業者による被災地への広域応急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面の強化も必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関

- (1) 主 催 厚生労働省及び水道週間の趣旨に賛同する都道府県
- (2) 協力団体 公益社団法人日本水道協会
一般社団法人日本水道工業団体連合会
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
公益財団法人水道技術研究センター
公益財団法人給水工事技術振興財団
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人全国給水衛生検査協会
株式会社日本水道新聞社
株式会社水道産業新聞社

5. 実施目標

本年は、「水道水 安心・安全 これからも」をスローガンに、次の(1)から(7)までに掲げる事項を広報活動等の主な目標とし、各地域の実情に即して実施するものである。

- (1) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の

理解と協力を求めること。

- (2) 渇水への対処や将来にわたり安定して水道水を供給するため、水道水源の水量確保や節水、水道施設の維持・修繕及び計画的な更新の重要性について、国民の理解を求めること。
- (3) 消毒副生成物や病原性微生物問題等の水質問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。
- (4) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。
- (5) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。
- (6) 簡易専用水道や小規模貯水槽水道の管理について、正しい知識を提供し、管理の重要性について理解を得ること。
- (7) 水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）について、公表により需要者への情報提供と理解の向上を図ること。

6. 実施方法

「水道週間」の期間にとどまらず、効果的な広報活動等を展開するため、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設ける。

(1) 厚生労働省

関係団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図ることとし、概ね次に掲げる事項について実施する。

ア. 都道府県、報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ. 本運動の推進に必要な資料の作成及び配布

(2) 都道府県

水道週間の趣旨に賛同する都道府県は、市町村及び水道事業体の実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。

ア. 報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ. 保健所活動を中心とした小規模水道、簡易専用水道等の貯水槽、飲用井戸等の衛生確保に関する広報活動

ウ. 水道事業体等の行う本運動に対する指導及び援助

(3) 協力団体

各団体の機能に応じ、広報計画、実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、概ね次に掲げる事項について実施する。

ア. 機関誌等の媒体、傘下会員等を通じた広報活動、及び関係行事の開催

イ. 各行事の実施に対する協力及び援助

ウ. 本運動の実施に必要な情報等の提供

【令和5年度】

第65回水道週間懸垂幕掲示状況写真

【掲示箇所】伊予市役所庁舎



【令和5年度】

第65回水道週間懸垂幕掲示状況写真

【掲示箇所】 J R伊予市駅前



【令和5年度】

第65回水道週間懸垂幕揭示状況写真

【揭示箇所】中山地域事務所



第65回水道週間懸垂幕揭示状況写真

【揭示箇所】双海地域事務所



伊予市水道事業のまとめ

令和5年5月18日
(令和4年度決算値より)

1 伊予市の人口など

- (1) 伊予市の総人口 (伊予市内に住んでいる人) 35,709人
- (2) 給水区域内人口 (水道管が通っている地区に住んでいる人) 34,030人
- (3) 給水人口 (水道を使っている人) 33,609人
- (4) 普及率 (水道を使っている人の割合) 94.1%

2 水道の種類 ①上水道 ②簡易水道 ③飲料水供給施設

- ※1 上水道とは、計画の給水人口が5,001人以上であること。
- ※2 簡易水道とは、計画の給水人口が101人以上5,000人以下であること。
- ※3 飲料水供給施設とは、計画の給水人口が50人以上100人以下であること。

2 上水道の使用水量など(伊予地区と上灘地区)

- (1) 給水区域内人口 (上水道の水道が使える地区に住んでいる人) 31,708人
- (2) 給水人口 (上水道を使っている人) 31,300人
- (3) 1日最大配水量 (1日で水を1番多く使った量) 12,878m³
- (4) 1人1日最大使用水量 (1人が1日で水を1番多く使った量) 411ℓ
- (5) 1日平均配水量 (1日で水道を使った量) 10,830m³
- (6) 1人1日平均使用水量 (1人が1日で水道を使った量) 346ℓ
- (7) 年間配水量 (1年間に配水池から水を送った量) 3,952,855m³

3 水道施設や給水能力など(上水道のみ)

- (1) 浄水場の飲料水をつくる能力
森浄水場 (伊予市森) 2,800m³
宮下浄水場 (伊予市宮下) 14,500m³
小瀬浄水場 (伊予市双海町上灘) 120m³
上灘浄水場 (伊予市双海町上灘) 680m³
(2) 配水管等の延長 (道路の下にうめいている上水道管の長さ) 約268km
(3) 上水道区域の配水池 15箇所
森浄水場系 1箇所
宮下浄水場系 7箇所
小瀬浄水場系 1箇所
上灘浄水場系 6箇所

※ 参考 (1日平均配水量を小学校プールと比べたら?)

小学校プールの容量は、25m×17m×1m = 425m³
10,830m³ ÷ 425m³ = 25.5 (プール約26杯分)

4 上水道以外の簡易水道・飲料水供給施設の名前

- (1) 伊予市平岡にある水道
「平岡飲料水供給施設」の1つの飲料水供給施設
- (2) 伊予市中山町にある水道
「中山地区簡易水道」「佐礼谷地区簡易水道」「村中地区簡易水道」
「永本地区簡易水道」の4つの簡易水道
「桑賀地区飲料水供給施設」「杣之木地区飲料水供給施設」「平村地区飲料水供給施設」
「高岡地区飲料水供給施設」の4つの飲料水供給施設
- (3) 伊予市双海町にある水道
「豊田簡易水道」の1つの簡易水道

「本村東地区飲料水供給施設」「富貴浜地区飲料水供給施設」の2つの飲料水供給施設

5 簡易水道・飲料水供給施設の普及率について

- (1) 人口(上水道区域以外に住んでいる人) 4,001人
- (2) 給水区域内人口 (水道管が通っている地区に住んでいる人) 2,322人
- (3) 給水人口 (簡易水道・飲料水供給施設の水道を使っている人) 2,309人

6 森浄水場の歴史(沿革)について

建設時期一昭和31年に伊予市の最初の水源地としてつくられました。

当時の計画給水人口は15,000人、1日最大配水量は2,700m³

(今の計画給水人口は33,230人、1日最大配水量は17,900m³)

戦後(かんそく)ろ過池4面が昭和37年につくられました。

「ゆっくりとしたろ過の方法で飲料水をつくります。今はありません。」

急速(きゅうそく)ろ過機が平成7年につくられました。

「早いろ過の方法で飲料水をつくります。」

膜(まく)ろ過施設が平成15年度につくられました。

「膜の小さい孔(0.01ミクロン=1mmの10万分の1)を通して飲料水をつくります。」

活性炭(かっせいたん)ろ過施設が平成18年度につくられました。

「活性炭の小さい孔で臭(におい)をとる方法」

上水道	計画給水人口が5,001人以上である水道事業
簡易水道	計画給水人口が101人以上で5,000人以下である水道事業
飲料水供給施設	計画給水人口が50人以上で100人以下である水道事業で水道法によらないもの

宮下浄水場



高瀬・宮下・八倉の各水源地より原水を集約し、膜ろ過施設により浄水し、塩素滅菌の後、八倉・上三谷宮・上吾川配水池に送水しています。

高瀨水源池



浅井戸より取水し、送水ポンプにより宮下浄水場に送水している。

地下水源地



浅井戸より取水し、送水ポンプにより宮下浄水場に送水しています。

森浄水場



森川の原水を、急速ろ過機・膜ろ過施設・活性炭ろ過機により浄水し、塩素滅菌した後、森配水池に送水しています。

上灘浄水場



奥大栄・仲之宮・城ノ下・灘
町・本郷の各水源地より原水を
集約し、膜ろ過施設により浄水
し、塩素滅菌した後、上瀬配水
地に送水しています。

豐田淨水場



井戸より取水した原水を、膜ろ過施設により浄水し、塩素滅菌した後、門前配水池に送水しています。

小網浄水場



浅井戸より取水した原水を、膜ろ過施設により浄水し、塩素滅菌した後、小網配水池に送水しています。

奥西浄水場



豊田川の原水を、急速ろ過機・活性炭ろ過機により浄水し、塩素滅菌した後、浄水場内の配水地に送水しています。

佐礼谷浄水場



中山川の原水を、緩速ろ過池により浄水し、塩素滅菌した後、佐礼谷低区配水池に送水しています。

村中浄水場



湧水より取水した原水を、緩速ろ過池により浄水し、塩素滅菌した後、村中配水池に送水しています。



森 浄 水 場

施設平面図



施設全景



施設概要

名 称：森浄水場
所 在 地：愛媛県伊予市森188番地
工 期：平成15年8月27日～平成16年3月29日
（膜ろ過施設のみ）
総 事 業 費：342,825千円
水 源：伏流水
計画取水量：3,000m³/日（浄水量2,800m³/日）
膜モジュール数：16本（8本×2系列）

ろ 過 方 式：全量ろ過方式
運転制御方式：定流量制御（既設）
前処理方式：急速ろ過方式
物理洗浄方式：逆圧洗浄
薬品洗浄方式：オフライン洗浄
敷 地 面 積：3,955m²
供 用 開 始：平成16年4月

施設の特長

1. 安全で高品質の浄水を供給
膜ろ過は0.01ミクロン(※)の微細孔を有する膜に圧力をかけて、水中に含まれる不純物を分離・除去する技術であるため、懸濁物質や細菌類はもとより、クリプトスポリジウムに代表される塩素に耐性のある病原性原虫を確実に除去でき、安全で高品質な浄水を供給できます。
2. 高効率化と省エネルギーを実現
急速ろ過を前処理として膜ろ過を行うため、直接膜にかかる負荷が軽減されるので、従来に比べ2倍の膜ろ過流量を実現しました。また、膜への供給水は循環させることなく、供給水すべてをろ過する全量ろ過を採用し、運転コストの低減を実現しました。
3. 維持管理コストの低減
膜モジュールの設置本数が従来の半分であるため、薬品洗浄費および膜交換費も安値になります。
4. コンパクト・省スペース
従来の膜ろ過と比較して膜本数が半分となるため、より省スペース化が図れました。

(※ 0.01ミクロン＝1nmの10万分の1)

各種設備

膜モジュール

型：内圧式中空糸膜外ろ過膜（UF膜）
 径：内径 0.8mm
 質：酢酸セルロース
 分 子 量：150,000
 膜 面 積：50m²/本
 膜モジュール形状：外径φ310mm×長さ1,066mm 数量16本



● 膜モジュール外形



● 膜モジュール断面



● 膜モジュールユニット



● 原水槽・逆洗水槽



● 薬注室

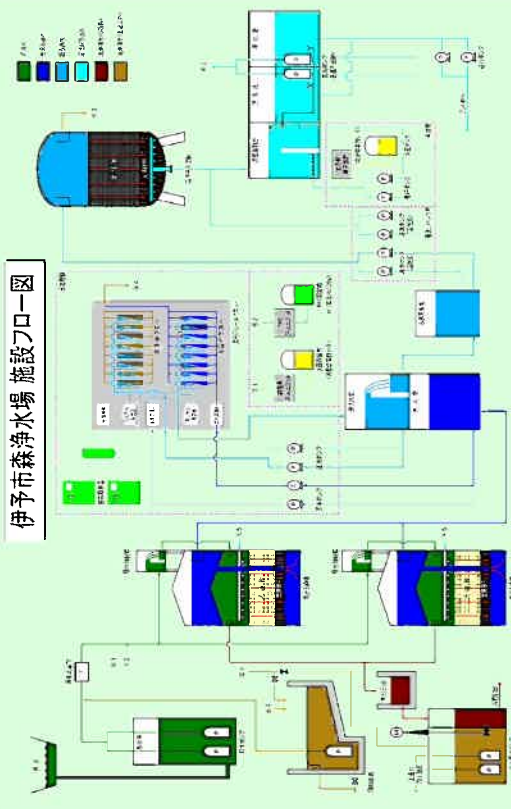


● 制御室



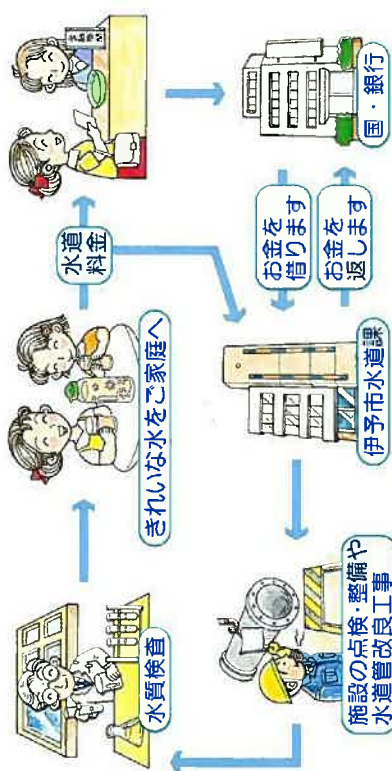
● 急速ろ過機

伊予市森浄水場 施設フロー図



水道事業のしくみ

蛇口をひねれば、いつでも、どこでも、きれいで豊富な水を使うことができます。水道は、私たちの快適な生活を支える大切な施設です。そんなすばらしい水道水を、絶え間なく皆さんの家庭に送り続けるためには、水道施設の定期的な点検や整備、また水道管の改良工事が必要となりますが、その費用のほとんどは、国や銀行からお金を借りてまかない、そして皆さんからお支払いいただく水道料金でお金を返しています。



上下水道課からのお願い

水道の開栓や閉栓、使用者の変更などがありましたら、すぐにお知らせください。水道料金は忘れずにお支払いください。なお便利で確実な口座振替のご利用をお勧めします。

道路などからの漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、重大事故をひきおこす要因となります。皆様からのご連絡が重要になります。漏水を発見したらすぐにご連絡ください。

業務係
からの
お願い

工務係
からの
お願い

伊予市の水道変革

伊予市の上下水道は、昭和31年につくられ、最初の浄水場として森浄水場ができた。その後、伊予市の発展に伴い、区域を広げる工事を8回おこなってきました。平成29年9月から、双海町上灘地区にあった、城ノ下・小網・上灘・本郷の4つの簡易水道とその周辺地域を統合して整備し、上下水道区域としています。

このため上下水道は、伊予地区と上灘地区と合わせ、計画給水人口は33,230人・1日最大給水量は17,900m³になりました。

そのほか、伊予市には、5つの簡易水道と7つの飲料水供給施設があります。

上下水道は、計画給水人口が5,001人以上、簡易水道は、101人以上5,000人以下、飲料水供給施設は、50人以上100人以下の水道施設のことです。

みんなで考えよう、これからの水道

朝、おきた時、顔をあらい、のどがかわけばおいしい水を飲む。水道は私たちの暮らしになくてはならないものです。

しかし、近年は水道に関する問題もいくつか出てきています。地球環境の変化による少雨傾向の問題、環境破壊による水源の汚濁の問題、水道施設の安全の問題などです。

これらの問題を1つ1つ解決し、将来にわたって、安全で安心できる水を供給するために水道課はいろいろ努力しています。

水道課には業務係と工務係があります。業務係では皆さんからの水道料金を適正に管理し、効率的に運用する仕事を行っています。

工務係では、水道施設の点検や整備、水道管の改良工事などを行っています。また定期的な漏水調査や、水道管からの漏水の修理工事もしています。

【森浄水場見学状況】

実施日：令和5年6月9日（金）

見学者：北山崎小学校4年生37名



写真（上）：河川からの取水方法説明状況

（下）：塩素による滅菌効果実験状況

事務事業名

浄化槽設置整備事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- その他

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード

浄化槽

- その他参考となるホームページ

検索ワード

補助金

浄化槽の正しい使い方と適正な維持管理

浄化槽設置整備事業補助金を交付します

海・河川など公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るために、浄化槽を適正に設置し、維持管理を行う人を対象に補助金を交付しています。

■補助対象区域

- 公共下水道事業計画区域を除いた区域
- 農業集排水供用区域を除いた区域
- ※詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

■注意点

- 申請の受け付けは先着順です。予算額に達し次第、締め切ります。
- 補助金の交付を受けるには、建築基準法や浄化槽法などによる条件があります。
- 補助金の申請、施工は専門業者を通じて行います。愛媛県浄化槽協会ホームページの会員名簿をご確認ください。

■申請期限 12月20日(金)

■問い合わせ 上下水道課(直通 ☎909-6389)

■補助対象区分

区分	補助対象者
新築など	建物の新築に伴い合併処理浄化槽を設置する人
	既存建物を取り壊した後、新築に伴い合併処理浄化槽を設置する人
	既存建物を増築・改築する場合で、くみ取り槽、または単独処理浄化槽から処理対象人員が増加する合併処理浄化槽へ設置替える人
転換	既存建物を増築・改築する場合で、くみ取り槽、または単独処理浄化槽から処理対象人員が増加しない合併処理浄化槽へ設置替える人
	既存建物の増築・改築を行わず、くみ取り槽、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替える人
撤去	新築・転換などに伴い既存槽を撤去する人

■補助金額

区分	処理対象人員	補助金額
新築など	5人槽	199,000円
	7人槽	248,000円
	10人槽	328,000円
転換	5人槽	360,000円
	7人槽	462,000円
	10人槽	585,000円
撤去	単独処理浄化槽(上級)	120,000円
	くみ取り槽(上級)	90,000円

■浄化槽設置者には責任があります

浄化槽設置者は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、水質検査を定期的の実施して、常に浄化槽の機能が良好な状態を保持できるよう維持管理に努めましょう。

■浄化槽清掃事業者

- 伊予地域 (株)伊予環境保全(☎982-2587)
- 中山地域 大山衛生社(☎984-1699)
- 双海地域 (株)松下衛生社(☎987-0230)

くみ取り槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を推進しています



令和6年度伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度のご案内

市では、海・河川など公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るために、浄化槽を適正に設置し、維持管理を行う方を対象に補助金を交付しています。

新たに浄化槽を設置される方や、単独処理浄化槽、若しくはくみ取り槽から浄化槽に設置替えをされる方は、浄化槽設置整備事業補助金交付制度をご利用ください。

- [伊予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（PDF：169KB）](#)

浄化槽の補助対象区域

- 下水道等の整備計画のない区域
- 下水道等の整備計画区域内で、事業計画区域を除いた区域

詳しい区域については、上下水道課（下水道担当）窓口にてご確認ください。

補助対象者、補助区分及び補助金額

- 自ら居住するために設置する者（個人住宅に限る）法人は不可。
- 市税を滞納していない者
- 補助対象区分、補助金額は【表-1】のとおりです。

浄化槽設置者の責務

- 浄化槽設置者は、浄化槽法をよく守りましょう。
- 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査を定期的の実施しましょう。
- 常に浄化槽の機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めましょう。

補助金申請についての注意

申請期間及び完了報告期限

- 【申請】令和6年4月1日から令和6年12月20日まで

ただし、この期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

工事着工は申請後、交付決定されてからとなります。

工事着工後の申請は受けません。

- 【完了報告】令和7年2月10日締め切り

市職員による完了検査は2月末日までとします。

申請方法

- 「補助金交付申請書」に必要書類を添付し上下水道課（下水道担当）へ提出（様式は下記申請書ダウンロード参照）

その他

- 全国浄化槽推進市町村協議会の高度処理型の登録を受けた浄化槽（10人槽以下）であること。
- 補助金の交付は、上下水道課（下水道担当）窓口での確認及び事前協議等において決定されるものではありません。申請書を受け付け、**その内容を審査し可否を決定しますのでご注意ください。**
- 補助金の交付を受けるには、建築基準法、浄化槽法等の審査を経て設置が認められた浄化槽であること、延べ床面積の2分の1以上が居住を目的とした居室である住宅であること、設置場所に住民登録（予定）している方で地方税等を完納している方であることなど、いくつかの要件があります。詳しくは上下水道課（下水道担当）へお問い合わせください。
- 新築家屋の浄化槽設置について、既存の汚水処理未普及解消につながらないもの（現在のお住まいが合併浄化槽である場合など）は補助対象外となります。ただし、補助対象者が他の市町村から転入予定で新築する場合、伊予市の下水道区域の下水道接続済みの家屋から転居予定で新築する場合、現在のお住まいが集合住宅等である場合、分家する場合などは、処理人口の増加を見込むことができるため、例外的に補助対象となります。
- 合併浄化槽が設置された家屋の建替・増築・改築に伴う浄化槽設置・更新については災害に伴うものを除き対象外となります。

【表-1】 補助対象区分と補助金額

人槽区分、延床面積等		限度額	
		新築	転換
5人槽（160平方メートル以下）		199,000円	360,000円
7人槽（160平方メートルを超える）		248,000円	462,000円
10人槽（二世帯住宅など）		328,000円	585,000円
撤去費	単独処理浄化槽 上限120,000円		
	くみ取り槽 上限90,000円		

- ・くみ取り槽から合併処理浄化槽への変更は、延床面積に関係なく、「転換」となります。
- ・転換に伴う既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽は原則、撤去してください。
- ・単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ変更するときで、建築物の増築・改築により合併処理浄化槽の処理対象人員が増加する場合は、「新築」となります。

申請書ダウンロード

- [補助金交付申請等に必要書類（ワード：26KB）](#)
- [補助金該当・非該当確認のための調査書（PDF：208KB）](#)
- [補助金交付条件一覧（PDF：360KB）](#) [（PDF：356KB）](#)

関連リンク

- [愛媛県知事指定検査機関公益社団法人愛媛県浄化槽協会（外部サイトヘリンク）](#)

お問い合わせ

産業建設部上下水道課下水道業務担当
伊予市米湊820番地
電話番号：089-909-6389

伊予市役所

庁舎案内

組織案内

法人番号（JCN:Japan Corporate Number）5000020382108

浄化槽とは？

トイレ排水（し尿）や台所・洗濯・お風呂などの生活雑排水を微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にして河川などに放流する施設です。

単独処理浄化槽

トイレ排水のみを処理する施設

※現在では新規で設置することができない

合併処理浄化槽

トイレ排水と生活雑排水を併せて処理する施設

※単独処理浄化槽に比べ汚濁量は8分の1に減少

生活排水処理形態別人口の実績

区分/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域人口【人】	37,346	37,177	36,763	36,301	35,954	35,709	35,409
水洗化・生活雑排水処理人口	28,650	28,825	28,909	28,601	28,289	28,307	28,230
公共下水道	17,695	17,881	18,034	17,928	18,055	18,252	18,231
合併処理浄化槽	9,085	9,082	9,054	8,899	8,491	8,365	8,322
農業集落排水	1,870	1,862	1,821	1,774	1,743	1,690	1,677
水洗化・生活雑排水未処理人口	4,623	4,576	4,339	4,270	4,586	4,477	4,411
単独処理浄化槽	4,623	4,576	4,339	4,270	4,586	4,477	4,411
非水洗化人口	4,073	3,776	3,515	3,430	3,079	2,925	2,768
計画収農人口（し尿処理人口）	4,073	3,776	3,515	3,430	3,079	2,925	2,768
水洗化率【%】	89.1	89.8	90.4	90.6	91.4	91.8	92.2
生活排水処理率【%】	76.7	77.5	78.6	78.8	78.7	79.3	79.7

本事業の目的

汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進

生活雑排水処理人口の増加

河川、海等の公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図る

事務事業名

商工振興事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☒ その他

伊予市地域景気動向調査結果報告書（第17回・第18回）

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☒ その他参考となるホームページ

検索ワード

伊予商工会議所、双海中山商工会、伊予市商業協同組合

伊予市商工振興事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日
告示第125号

《目的》

第1条 この要綱は、伊予商工会議所又は伊予市商業協同組合（以下「会議所等」という。）が行う、伊予市商工振興事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市商工振興事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、会議所等の組織及び運営費を強化充実し、積極的な事業活動を行うことにより商業の総合的な改善を図り、あわせて社会福祉の増進に資することを目的とする。

《補助対象経費》

第2条 この要綱により補助の対象となる経費は、会議所等が取り組む各種の事業の中で商工会議所重点事業、小規模事業推進対策事業、商工振興対策事業、大型店対策商業者支援向上創修事業、青色申告指導対策事業、伊予市商店街等近代化特別事業、年末大売出し事業に要する経費とする。

《交付申請》

第3条 会議所等は、補助金を受けようとするときは、伊予市商工振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）伊予市商工振興事業実施計画書（様式第2号）
- （2）伊予市商工振興事業収支予算書（様式第3号）
- （3）その他市長において必要と認めた書類

《補助金の交付決定》

第4条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、第2条に掲げる事業に該当すると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該会議所等に通知するものとする。

《補助金の交付》

第5条 前条の規定により決定を受けた会議所等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市商工振興事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

《実績報告》

第6条 補助事業者は、事業の完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）伊予市商工振興事業実績報告書（様式第5号）
 - （2）伊予市商工振興事業収支決算書（様式第6号）
 - （3）その他市長において必要と認めた書類
- 《目的外使用の禁止》

第7条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

《指導監査》

第8条 市長は、補助対象事業の実施に関して必要に応じて検査し、指図を行い又は報告を求めることができる。

《交付決定の取消し等》

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき

（2）この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき

（3）補助対象事業を中止又は廃止したとき

（4）その他補助対象事業の施行について、不正の行為があったとき

《関係書類の保管》

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出の帳簿及び領提書類を整備し、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度事業から適用する。



伊予市商工振興事業実績報告書

伊予市長 武智 邦典 様

申請者

住所 伊予市上五出1512-6

氏名 伊予商工会議所 会頭 城戸 善造

伊予市商工振興事業を実施したので、収支決算書を添えて報告します。

伊商発第28号
令和6年3月29日

商工会議所重点事業

1. 事業の成果

伊安やエネルギー・資料をはじめ物価が高騰し、経済環境は厳しい状況が続く中、総合経済団体としての商工会議所の運営基盤の強化に努め、事業活動を充実することにより商工業の振興と社会福祉の増進に成果があった。

2. 事業実施内容

(1) 組織等の向上と財政基盤の強化

組織基盤の強化を図るため、会員加入就任を行った結果、41企業の新入会員を迎えたものの、廃業等により40企業が退会し、会員数は前年度に比べ1企業増加、871企業となった。持口数の増加においては、7件の13口数を増やすことが出来た。なお、本年度退会者40企業のうち26企業の約65%が廃業による退会である。

一方、財政基盤の強化においては、収入面で、補助金申請サポート支援、事業環境変化や定額支援事業等を実施支援した関係で収益が大幅に増加した。さらに、支出面で人件費や事務諸費の削減に努めた結果、財政基盤の強化を図ることが出来た。

(2) リスク軽減と福利厚生の実施のための各種共済の加入促進

会員企業の事業活動リスクの担保及び従業員の福利厚生の充実に目的に、小規模企業共済・国民年金共済・ビジネス総合保険・NPO共済・特定退職金共済など各種制度の啓蒙と普及に努めた。さらには提携先であるアスクずき生命保険料と5月1日～6月30日と10月1日～11月30日の4ヶ月間共同推進を行った。

(3) 特定商工業者台帳及び任意台帳の登録

業種別、地区別、五十音順に整理保管し、経営の実態把握、相談、商取引紹介、商工会議所の事業推進に活用した。

○登録事業者数 123事業者

(4) 各種地域振興事業の後援及び支援による地域活性化

次の事業に対し後援及び支援を実施し、地域の活性化に寄与した。

- ア 伊予市観光協会主催 五色郷海浜公園の安全計画
伊予彩まつり
- イ 伊予市商業協同組合主催 五色郷復活祭
- ウ みなみ地域振興会主催 みなみ土曜夜市
伊予市ふれあい・土曜夜市

(5) 伊予市公営駐車場運営

昭和56年1月、伊予市から委託された公営駐車場（46台分）を運営し、商店街の活性化と商店街の活性化、物客や地域住民の利便性の向上を図った。

(6)働き方改革推進に向けた支援

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、新しい仕組みやルールが設けられ、中小企業・小規模事業者の相談に対応するために社会保険労務士による、相談窓口を設置し支援を行った。

- 実施日：令和 5年 8月 8日（火）相談件数：1件
- 実施日：令和 5年 9月11日（月）相談件数：1件
- 実施日：令和 5年10月10日（火）相談件数：1件
- 実施日：令和 5年11月13日（月）相談件数：1件

(7) 就業能力検定の普及

年3回の就業能力検定試験を実施し、受験者数125名内合格者数59名となった。また、地域産業、人材育成として検定事業の推進に尽力したことにより、日本商工会議所会頭から表彰された。

回	実施年月日	人員	1級	2級	3級	4級以下	合計
第238回	8.5、6.25	受験者数	15	19	11	0	36
		合格者数	4	1	5	0	10
第239回	10.22	受験者数	24	15	7	0	46
		合格者数	14	8	6	0	28
第240回	8.6、2.11	受験者数	15	18	10	0	43
		合格者数	4	11	6	0	21
合 計	3回	受験者数	54	43	23	0	120
		合格者数	22	20	17	0	59
合 計		合 計	44	47	61	0	152



令和5年9月21日
検定事業の推進に尽力したことにより日本商工会議所会頭表彰

(8) 労働保険の事務代行

厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険料の申告・納付、従業員の入退社に伴う雇用保険の手続き等、煩雑な労働保険の事務手続き代行を174事業所にたいして実施し、43、459、497円の保険料の納付を実施した。

(9)伊予市商店街・原気町等の調査事業

- ア 伊予市商店街調査（平成12年6月開始、平成14年を除く毎年実施）
前年対比で空き店舗数3店舗減、住宅1カ所増、駐車場1カ所増

イ LOBO（雇用安定観測）調査

各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる雇元の景況感」や「直面する経営課題」を毎月調査し、その集計結果を商工会議所としての景気対策等に関する意見活動に資することを目的として実施した。

令和5年4月～令和6年3月の間、計6事業所の当月の景況・売上・採算・資金繰り・仕入仕価・販売単価・従業員の状況および、自注が直面している経営上の問題などについて調査。

ウ 伊予市地域景気動向調査

市内の中小企業にどのような影響を及ぼし、抱えている課題は何か調査分析を行い、この結果を基に商工会議所においてどのような支援が可能かを見出し、経営改善を目的に実施した。

調査対象件数	上半期632企業	下半期643企業
回収件数	上半期260企業	下半期265企業
回収率	上半期41.1%	下半期41.2%

(10) エネルギーや物価高騰等、事業環境変化による影響への対応支援

原材料価格や原油の高騰などによる経済環境の変化に対応するため、県内中小企業の省エネルギー化、業務プロセスの改善等を目的とした設備投資等を支援するための補助金「物価高騰対策設備投資支援補助金（上限1,000万円：1/2補助）」「省エネルギー対応設備更新等緊急支援補助金（上限300万円：1/2補助）」の申請を5企業に對して事業計画書（補助金申請）作成についてサポートするなどの物価高騰等の影響緩和に向けて支援を実施した。

また、日本商工会議所からの委託事業である「事業環境変化対応型支援事業」を次のとおり実施し、課題解決を通じた雇用の維持と事業の継続が可能な環境整備について支援を行った。

ア 講習会の開催

- ①日 時：令和5年8月29日（火）18：30～21：00

テーマ：インボイス制度実務対策セミナー

講師：税理士法人トリプル・ウイン顧問 星 徹 氏

参加者：44名

- ②日 時：令和5年9月22日（金）18：30～20：30

テーマ：利益を確保するための「価格」の心理学

講師：田村中小企業診断士事務所 代表 田村 浩司 氏

参加者：11名

- ③日 時：令和5年10月26日（木）18：30～20：30

テーマ：中小企業の業務効率化のためのDX活用セミナー

講師：株式会社 Ido! Works 代表取締役 井手 俊由樹 氏

参加者：12名

イ 個別相談会

- ①中小企業診断士

17回開催 相談件数 17件

- ② ITコーディネーター
8回開催 相談件数：8件
- ③ 社会保険労務士
1回開催 相談件数：1件
- ④ 税理士
2回開催 相談件数：2件

(11) 職員の資質向上

オンライン等による下記研修会へ参加し、資質向上を図った。

年月日	会 議 名	会 場	出席者
R 5. 4.12	小規模企業共済・創価防止共済 オンライン手続を開始に伴う説明会	オンライン	大 政 宇都宮
4.20	商業プロ人材活用による 「経営課題解決」のススメ	オンライン	白 川
4.25	2023年度商工会議所 コンプライアンス体制強化会議	オンライン	深 崎
8. 7	労働保険未手続事業一掃推進員研修会	松 山 市 総 合 コミュニティセンター	泉
8.16 ～9.22(2日間)	経営指導員等研修会 軽コース	オンライン	深 崎 白 川
9. 5	労働保険災害保険事業事務担当者研修会	オンライン	泉
9.20	小規模企業・中小企業倒産防止共済 オンライン手続と説明会	オンライン	大 政 宇都宮
11. 8 ～11. 9	愛媛県商工会議所補助員等研修会	大 洲 市	大 政 小 賀
11. 9	人材採用力強化セミナー	オンライン・愛媛	白 川
11.27 ～11.28	経営指導員等研修会 特別コース (Aコース)	松山商工会議所	深 崎
12.11 ～12.12	経営指導員等研修会 特別コース (Bコース)	松山商工会議所	白 川

(12) その他事業

ア 意見要望

伊予市に対し、中小・小規模企業等の振興に関する要望を表明した。

○要 望 日：令和6年2月8日

○要望内容：1 中心商店街の賑わいによる経済効果の創出

- 2 新たな工業団地の整備と企業誘致・企業留置の推進
- 3 新規創業及び事業承継に対する支援策の推進
- 4 観光振興に伴う地域産業の活性化
- 5 人口減少への早急な対応及び若者の地元定着の促進
- 6 商工会議所及び商工会の運営に関する財政的支援の維持

イ 各種証明事業

特定基職金共済加入者証明 9件 労災保険適用事業所証明 24件
その他証明 7件 合計 45件

ウ 取引紹介・会員証の発行ほか



3. 事業完了年月日

令和6年3月31日

収 支 決 算 書

(商工会議所重点事業)

1. 収入の部		(単位:円)		
区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
1. 市補助金	4,500,000	4,500,000	0	
2. 労働保険給付金	1,900,000	1,920,400	20,400	
3. 自己負担金	73,289,000	57,735,881	△ 15,553,119	
合 計	79,689,000	64,156,281	△ 15,532,719	

2. 支出の部		(単位:円)		
区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
1. 給 与 費	13,289,000	12,362,310	△ 926,690	優 給 諸 給 期末手当 勤労手当
2. 福利厚生費	2,611,000	2,197,771	△ 413,229	
3. 旅 費	570,000	211,904	△ 308,096	
4. 家 屋 費	4,926,000	3,282,670	△ 1,643,330	営 繕 費 管 理 費 保 険 料
5. 修 繕 費	150,000	3,136	△ 146,864	
6. 事務局費	4,180,000	2,531,684	△ 1,648,316	通信運搬費 消耗品費 図書費 備品賃借料 什器備品費 印刷費 その他
7. 会 議 費	1,450,000	954,468	△ 495,532	
8. 事 業 費	44,401,000	32,646,110	△ 11,754,890	一版事業費 共済事業推進費 駐車場賃借料 会員登録行事業 会費増進進捗事業費 特定退職金共済事業 小規模事業推進 対策事業繰出金
9. 法定台帳作成 管理運用費	421,000	418,500	△ 2,500	

(単位:円)

区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
10. 交 際 費	400,000	102,780	△ 297,220	慶弔費他
11. 公課分担金	3,818,000	2,243,700	△ 1,574,300	公 課 分 担 金
12. 退職給与 積立金	1,000,000	1,500,000	500,000	
13. 会館積立特 別会計繰入	500,000	1,000,000	500,000	
14. 財政安定 積立金	500,000	4,501,248	4,001,248	
15. 議員研修 特別会計繰入金	200,000	200,000	0	
16. 予 備 費	1,323,000	0	△ 1,323,000	
合 計	79,689,000	64,156,281	△ 15,532,719	

商工振興対策事業

1. 事業の成果

労働型或は民営法等の各種制度改正や生産性向上に向けたデジタル化やグリーン化、最低賃金引上げ等の諸課題に対応するため、国・県・市及び関係団体等の制度と諸対策の周知を図るとともに、各種振興事業を行い後継者の人材育成と中小企業の経営の合理化や安定化を図ることができた。

2. 事業実施内容

- (1) 後継者の指導育成による商工業の活性化（青年部、女性会育成）
青年部60名・OB 会員35名、女性会18名それぞれが実施する活動に対し支援や助成を実施した。
- (2) 関係団体運営の支援
株式会社まちづくり郡中、伊予市青色申告会、伊予市ライオンズクラブに対して、団体の育成と地域活動への協力を努め商工振興と社会福祉の向上を図った。
伊予市青色申告会220名 伊予ライオンズクラブ48名
- (3) たばこ小売業の推進
伊予市たばこ販売組合に対して、たばこの小売推進や事業活動を支援した。
組合数19名
主な事業 販促促進事業、五色姫海浜公園清掃活動他
- (4) 容器リサイクル法の相談支援
容器リサイクル法の制度周知と企業ができるリサイクルの取組みを促進し、企業が毎年廃作成する再生資源申請書に關する相談支援を実施した。

(5) 各器リサイクル法の相談支援

容器リサイクル法の制度周知と企業ができるリサイクルの取組みを促進し、企業が毎年廃作成する再生資源申請書に關する相談支援を実施した。

- (6) 役員・議員の総務等の見解を深めるとともに、参加者相互の交流を図る議員研修の実施
ア 第70回愛媛県商工会議所議員大会並びに愛媛県中小・小規模事業者活力強化

集会参加
○開催日：令和5年11月17日（金）13：30～18：45
○参加数：11名
○場所：アイデムえひめ
○内容：高松県連会頭による主催者挨拶のあと表彰に移り、次のとおり
役職員8名が受賞した。議案では、国や県などへ地域経済の活性化から
の観光振興やまちづくりへの支援といった、国や県などへの4分野22項目の要望が採択された。記念講演では、早稲田大学大学院・ビジネススクール教授 入山 章泰氏の「世

界の経営者から見る、地域イノベーションへの示唆」と題した講演が行われた。

○表彰：副会頭在任10年表彰

武内 英治・藤井 浩一郎

役員・議員在任30年表彰

藤村 泰雄・片岡 直人

役員・議員在任20年表彰

武智 忠広

職員在職20年表彰

宇都宮 麻紀

第70回記念愛媛県知事表彰

亀岡 英文・門田 眞一

イ 議員研修

○研修日：令和5年11月12日（日）～13日（月）

○参加人数：18名

○研修先：広島県広島市ほか

○研修内容：11月12日（日）

「エール組」グリーン・バーズ・ゴルフ倶楽部

「観光組」佛通寺・尾道市内

（「千光寺公園」・ロープウェイ・市内散策・道の駅世羅）

11月13日（月）

お好み焼屋・オタフクソース本社工場

（佐々木社長の講演・お好み焼き体験・工場見学）

(6) 広報事業

年間4回、合計3,600部の広報の発行と、毎月1日にメールマガジンの配信、ホームページの更新を行い、国・県・市及び会議所の諸施策や各種制度、各種事業を周知し経営の安定を図った。

(7) 優良従業員の表彰と従業員の勤労意欲の高揚と福祉の充実

事業所への貢献・功績が顕著な従業員7名に対し、6月27日（水）に優良従業員表彰を行い、企業の福祉の充実と従業員の勤労意欲の高揚や定着を図った。

○受賞者

氏 名	事 業 所 名
清水 一彦	株式会社 門田
富谷 正文	鴻邊建設 株式会社
松田 治夫	株式会社 オカベ
高橋 清二	藤村石油 株式会社



重松 佳子	株式会社 まちづくり郡中
小西 隼人	有限会社 伊予開発
鹿岡 洋介	有限会社 タクト電機サービス

(8) 永年にわたり事業を営み、地域経済に貢献された事業所の表彰

絶えず変動する経済情勢の中で、永年にわたり事業を営み地域経済に貢献された功績を称えらるることに会員事業所の信用度の向上を図ることを目的に、申請のあった4企業を6月27日(水)表彰した。

◎受賞企業

事業所名	表彰内容	創業年月日
藤村石油 株式会社	創業100年以上	明治 3年
ヤマキ 株式会社	創業100年以上	大正 6年
マートモ 株式会社	創業100年以上	大正 7年
株式会社 門田	創業100年以上	大正10年



(9) 健康経営を推進するための健康診断サービス事業と優良法人の認定

ア健康診断サービス事業

順風会健康センターとの共同で、会員に對する福祉事業として健康診断を実施した。

○実施日時 9月4日(月) 9時から15時30分

○実施場所 ウェルピア伊予

○対象者 会員事業の代表者・役員及び従業員(家族従業員含む)

○受診者 220名

イ優良法人の認定

健康経営優良法人の認定を受けることで生産性の向上・社員のモチベーションアップやブランドイメージと信頼度が向上するなど、企業メリットがあることから認定の取得の推進を図った。

(10) 求職者マッチング支援事業

伊予職業高等学校生を対象とした企業説明会を5月10日(木)に実施し、市内企業への若年者の人材確保に取組んだ。

参加企業:15社

新オカベ、赤藤井組、愛媛総合警備保障隊、先々本食品店、旭警備保障隊、新公益社、阿川食品店、新マルモ、新植田運送、新ユニット・ワゴン、山崎物産、渡邊建設、新岡田塗装工業、新アイビム、新OK、

G

参加生徒数:約70名

(11) ジュニアエコノミーマーケティング事業の長蛇

商品体験を通して「起業教育プログラム」を活用して、自ら課題を設定し、考え、解決する力を養うため、子供たちに商品を通じて自ら課題・行動し・結果を出す体験をしてもらうことで、未来の伊予市を担う人材を育成するとともに、人が集まり、交流が生まれ、地域の一つのイベントとして地域活性化にも寄与することができた。

○実施日 7月23日(日)～12月10日(日)のうち計5回のプログラム。

○参加者 伊予市内小学校5・6年生 29名(伊予市内塾に通っている松前小学校3名を含む)

Aチーム 松本正キキカラ伊予店 北山崎小学校5名

Bチーム 松みどり 翌小学校5名

Cチーム 松サヨコ 北山崎小学校5名

Dチーム 松HAPPY 郡中小学校4名

Eチーム 松SMILE 郡中小学校5名

Fチーム 松ウキリー 金澤会長より賞状授与、上岡教育長よりメダル授与

◎表彰式

・グランプリ 松サヨコ

・準グランプリ 松SMILE

・特別賞 松ウキリー

○納税 12月11日に寄付として伊予市へ納付
総元金255,585円 → 総経費106,116円 = 総利益149,469円

各チームの利益(±総利益) × 10% = 14,930円(10円未満切り捨て)

借入利息 6チーム × 100円 = 600円

納税額(流仕額) 14,930円 + 600円 = 15,530円



ジュニアエコノミーマーケティング

プログラム内容

① お込め切り

6.16 ② トリームセミナー

7.23 ③ ワーターセミナー

8.26 ④ アクティブセミナー

8.27 ⑤ 販売実習

11.12 ⑥ まとめセミナー

12.3 ⑦ 表彰式

12.10 ⑧

お込め切り

② トリームセミナー

③ ワーターセミナー

④ アクティブセミナー

⑤ 販売実習

⑥ まとめセミナー

⑦ 表彰式

⑧

みんなの参加を待ってるよ!

市内事業者等の販路開拓を支援するため、「首都圏の飲食バイヤー」をお招きし、マツダ・デベロップメント・イン・ア・パースペクティブ・フォー・ザ・フューチャー・カンファレンスにおいて、シンク商談会を実施して支援を行った。

公開日時：令和5年10月19日（木）「商談会」

$$10:00 \sim 17:00$$

○開催日時：令和5年10月20日（金）「現地視察」

0.30216710

○開校場所：180番目の道（世界文化交通センター）

◎參加企業：12企業

イコラツグ、坂本農園、中山地域おこし協力隊、Linda Terraza、逢沢聖月、ウエルダグ伊予、

2017-11-10

Y. - K. - 21. 1. 1975 (H)

茨城県、主として官山ASU チョレックス日本橋 料理長

東京から、代官山ASD、チェレスデ日本橋、シェフ

東京大学文学部 文学部 文学部

平瀬忠雄著 岩波書店 一九七五.六.二五

東洋の文明と宗教

東京に生じた巨震の地動の記録

東京：せとうち旬彩館 において、料理長

振作・インフラ・環境・商品企画部長

「西洋の文藝」

愛媛県東京事務所 産業振興部 文芸文化課 推進課

伊犁市南門城光輝 留土課長

[illegible]

田子市模写博物館全クイ目 日本書道展覧会

2014年12月11日

令和6年3月31日

收 支 決 算 書

(商工振興対策事業)

1. 収入の部				(単位: 円)
区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
1. 市補助金	2,000,000	2,000,000	0	
2. 自己負担金	5,154,000	3,686,344	△ 1,467,656	
合 計	7,154,000	5,686,344	△ 1,467,656	

2. 支出の部		(単位:円)		
区分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1. 商工振興対策費	5,154,000	3,686,344	△ 1,467,656	調査広報費 情報化対策費 共同事業推進費 タバコ小売推進事業費 優良従業員表彰費 関係団体運営費 周年会員企業表彰費 労働安全衛生推進事業 議員研修 個人情報漏洩保険料他
2. 青年育成費	1,490,000	1,490,000	0	研修及び活動費
3. 女性会育成費	510,000	510,000	0	研修及び活動費
合 計	7,154,000	5,686,344	△ 1,467,656	

小規模事業推進対策事業

1. 事業の成果

小規模事業者の其他に示したきめ細かな相談及び指導を行い、小規模事業者の経営改善と持続的な発展に向けた支援を図った。

2. 事業実施内容

(1) 経営指導員及び専門家による個別相談

ア 経営の合理化、販路拡大などに関する相談支援

592件

イ 税務に関する相談支援

271件

ウ 各種制度資金に関する相談支援

34件の相談に対し30件の貸付決定 貸付総額18,190万円

エ 金融の機械等記憶帳簿指導の実施

503件

(2) 経営系連立支援事業による伴走型支援の強化

国から認定を受けた「経営系連立支援計画」に基づき、中小・小規模事業者の経営改善などを図るための事業計画策定をはじめ、企業経営に関する個別相談会やセミナー、まちゼミを開催し小規模事業者に対し伴走支援を実施した。

ア 個別相談会 3回開催 参加者 9名

イ セミナー開催 5回開催 受講者 70名

ウ まちゼミ開催 16店舗参加 受講者 70名

(3) 愛媛県事業承継・引継支援センターと連携した事業承継支援の実施

事業承継対策の潜在的な支援ニーズを掘り起こし、管内の中小企業業者等の事業承継に向けた取組みを加速化させるために、愛媛県事業承継支援加速化助成事業に協力して、事業承継診断などの初期対応と計画策定についての事業承継支援へ向けて取り組んだ。

ア 事業承継診断などの初期対応 17件

イ 個別相談対応 9件

(4) 新規創業等経営安定化支援事業の実施

経営の安定化・確保の観点から、物的申し出しのあった企業に対し、専門家（弁護士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士）を派遣し、各企業の問題解決を図った。また、市が等分に起業する者に対して、居座り支援、設備・備品等に対する補助金交付を実施して、市が等分する創業等および開業・中退を促進し、地域の新規創業者の増加を図った。

ア 個別相談 10回開催 相談事業者数 17件

イ 創業補助 4企業 補助対象経費額 3,483,292円

補助金申請額 600,000円

(5) 伊予市中小企業制度資金利子補給事業の周知と実施

中小企業の経営の安定を図るため、借入金支払利率の10分の2の補給を62企業に対し1,592,354円の補給を実施し、企業の資金繰りの円滑化を支援した。

(6) 各専門家による講演会、講習会の開催

経営者はもちろんのこと社員を対象とした、新入社員研修会などを開催し経営者のレベルアップや社員教育を図った。

開催年月日	テーマ	講師	出席者数
R 5. 6. 23	経営者のための伝え方	フリーアナウンサー 熊本ブミ氏	34名
10. 21	健康経営セミナー	株式会社1212 代表取締役 大田美香氏	13名
R 6. 3. 25	新入社員・若手社員研修会	西エスカレッジ 代表取締役 正野聖子氏	25名

(7) 国・県及び市の小規模事業に対する施策の普及と情報提供

国・県及び市の施策や融資制度の他、各種事業の普及と周知を図るため、チラシを配布し中小企業の振興に努めた。

○融資制度のチラシ.....発行枚 3回 発行枚数 3,000枚

○経営加速化相談のチラシ.....発行枚 3回 発行枚数 3,000枚

○その他.....発行枚 7回 発行枚数 8,000枚

合 計 10,000枚

(8) 小規模事業者の販路拡大・生産性向上支援事業

小規模事業者の販路開拓や生産性向上のための取組みを支援するための補助金「小規模事業者持続化補助金（通常枠）上限50万円」、貸金引上げ枠「上限20万円」、インボイス特例「上限250万円」；2/3補助」の申請を28企業に對して事業計画書（補助金申請）作成についてサポートするなど総合的な支援を実施した。

○申請件数：28件

○採択件数：22件

○採 択 率：78.6%

(9) コロナ関連融資の増額による返済負担軽減への支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業績が悪化し借入金返済の負担が大きくなった事業者がある中で、新型コロナウイルス感染症が5割に引き下げられたことから、迅速に融資の決定がされる一日公庫を4年ぶりに開催し、返

諸寄負担に対する支援を実施した。

- 開催日：7月14日（金） 申込件数：4件
- 開催日：9月25日（月） 申込件数：11件

(10) 知的財産に関する無料相談会の実施

特許や商標、出願等に関する中小企業・小規模事業者の相談に対応するために「知的財産に関する相談窓口」を愛媛県知事総合支援窓口と連携設置して支援を行った。

- 実施日：令和5年12月22日（金）相談件数：1件
- 実施日：令和6年3月22日（金）相談件数：1件

3. 事業完了年月日
令和6年3月31日

収 支 決 算 書

(小規模事業推進対策事業)

(単位：円)				
1. 収入の部	区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減
1. 収入の部	県費補助金	26,070,000	27,432,465	1,362,465
	市補助金	360,000	360,000	0
	伊予市中小企業制度 資金利子補給費	1,500,000	1,592,354	92,354
	繰入金	8,734,000	7,745,902	△ 988,098
合 計		36,664,000	37,130,721	466,721

(単位：円)				
2. 支出の部	区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減
1. 経営改善 普及事業費	俸 給	36,625,000	37,102,191	477,191
	扶養手当			876,000
	通勤手当			69,000
	期末手当			3,609,376
	勤勉手当			2,870,440
	住居手当			321,000
	超過勤務手当			1,079,033
	管理職手当			345,600
	福利厚生費			4,380,519
	旅費			183,815
	事務費			33,310
	福利環境整備費			2,500,000
	指導事業費			773,324
	指導事務費			1,266,370
	調査研究費			8,250
	小規模事業施策 普及費			212,300
2. 管 理 費	特別研究指導費			480,000
	伊予市中小企業制度 資金利子補給費			1,592,354
	会議費	39,000	28,530	△ 10,470
	合 計	36,664,000	37,130,721	466,721

収 支 決 算 書

(青色申告指導対策事業)

1. 収入の部					(単位:円)				
区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考	区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
1. 市補助金	650,000	650,000	0		1. 事業費	2,132,000	834,615	△ 1,297,385	総合振興費
2. 自己負担金	3,733,000	1,711,824	△ 2,021,176						会 議 費
合 計	4,383,000	2,361,824	△ 2,021,176						交 際 費
									分 担 金
					2. 青色申告普及費	220,000	96,170	△ 123,830	青色申告普及費
					3. 事務委託費	1,200,000	1,200,000	0	
					4. 管理費	450,000	231,039	△ 218,961	通 信 費
									事 務 費
									図 書 費
									資 料 費
									備 品 費
5. 予備費	381,000	0	△ 381,000						
合 計	4,383,000	2,361,824	△ 2,021,176						

2. 支出の部					(単位:円)				
区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考	区 分	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
1. 事業費	2,132,000	834,615	△ 1,297,385	総合振興費	イ 決算及び所得税確定申告指導				
				会 議 費	適正な所得税の申告に努めるとともに、電子送信による申告指導				
				交 際 費	○指導期間：令和5年10月23日～11月2日				
				分 担 金	○指導件数：60件				
2. 青色申告普及費	220,000	96,170	△ 123,830	青色申告普及費	エ 消費税確定申告指導				
					適正な消費税の申告に努めるとともに、電子送信による申告指導				
3. 事務委託費	1,200,000	1,200,000	0		○指導期間：令和5年1月22日～3月15日				
4. 管理費	450,000	231,039	△ 218,961	通信費	○指導件数：115件				
				事務費	ウ 上半期及び下半期源泉所得税個別指導				
				図書費	従業員への給与・賞与における源泉税額算出及び転付税額算出方法について指導				
				資料費	○指導期間：令和5年7月3日～7月10日（上半期）				
				備品費	○指導件数：138件				
5. 予備費	381,000	0	△ 381,000		○指導期間：令和5年1月4日～1月12日（下半期）				
合 計	4,383,000	2,361,824	△ 2,021,176		○指導件数：138件				

青色申告指導対策事業

1. 事業の成果

小規模事業者への配賦及び税務指導を通じて青色申告を普及することにより健全な申告納税制度の進展に資するとともに企業経営改善に成果があった。

2. 事業の実施内容

(1) 青色補助金及び青色申告会への加入勧奨

年間を通じて、入会者紹介キャンペーンを実施するとともに、決算・申告時期に合わせて、市内全域に青色補助金のチラシを折返し、青色申告の普及に努めた結果青色申告会へ6名の加入があった。

(2) 配賦、決算、年末調整個別指導の実施

ア 配賦確認個別指導

正しい配賦による申告書確定のための配賦確認個別指導

○指導期間：令和5年10月23日～11月2日

○指導件数：60件

イ 決算及び所得税確定申告指導

適正な所得税の申告に努めるとともに、電子送信による申告指導

○指導期間：令和5年1月22日～3月15日

○指導件数：294件（うち四国税理士会松山支部による協力 156件）

ウ 消費税確定申告指導

適正な消費税の申告に努めるとともに、電子送信による申告指導

○指導期間：令和5年1月22日～3月15日

○指導件数：115件

エ 上半期及び下半期源泉所得税個別指導

従業員への給与・賞与における源泉税額算出及び転付税額算出方法について指導

○指導期間：令和5年7月3日～7月10日（上半期）

○指導件数：138件

○指導期間：令和5年1月4日～1月12日（下半期）

○指導件数：138件

(3) 青色申告特別控除の的確な指導の推進

青色申告の最大の特典でもある、青色申告特別控除65万円の適用（様式簿記）が受けられるように、個別相談を実施し適用が受けられるよう指導に努めた。

○適用事業者数：143件

(4) パソコン会計ソフトの利用の推進

記帳の合理化と記帳水準の向上を目指し、パソコン会計ソフトの利用推進を年間を通して行い、操作方法についての個別指導を実施するなど利用の推進を図った。

○利用者数：178件

○新規利用事業数：13件

(5) e-Taxの普及とマイナンバーカード取得の推進

令和6年1月22日～3月15日の確定申告指導期間中は、パソコンやスマートフォンから確定申告ができるe-Taxの利用とそれに必要なマイナンバーカードの取得について、推進した結果88.5%がe-Taxを利用した確定申告を行うことができた。

(6) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応支援

パンフレットや冊子を配布し制度の普及を行なうとともに、税別の相談案件については税理士による相談を支援するなどした結果、適格請求書発行事業の登録申請を118件行った。

3. 事業完了年月日

令和6年3月31日



様式第5号(第6条関係)

伊商協定 第21号
令和6年3月29日

伊予市商工振興事業実績報告書

伊予市長 武智 邦典 様
申請者 伊予市商工振興事業実行委員会
住所 伊予市商工振興事業実行委員会
氏名 代表理事 一色 克仁

伊予市商工振興事業を実施したので、収支決算書を添えて報告します。

記

伊予市商工振興事業近代化特別事業

実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月31日
事業実施内容	(1) 共通商品券発行(共同広告を含む)及びPR (2) 販売促進に関する事業(五色郷スタンプ事業他) (3) 地域づくり事業 (4) 教育及び情報の提供に関する事業 (5) 組合員の福利厚生に関する事業 (6) 調査研究に関する事業 (7) 組合組織強化に関する事業 (8) 自営車保険加入促進 新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日に2類から5類に移行したことで行動制限がなくなり「ウイズコロナ」の生活様式の定着により経済的回復が見込まれる。しかし、「原油高」「ウクライナおよびパレスチナ紛争」「円安」などにより、原材料、仕入原価の高騰が起り、伊予市中小企業者の経営の厳しさが顕著している。 このような状況下、伊予市商工振興事業実行委員会として、消費者の要望に応え、共通商品券を発行・拡散してゆくことを通じ、大規模小売店及び市外やネット販売への購買力の流出により減少している販売地下方の回復を図り、地域の商業やサービス業の活性化を促進するとともに連帯感に満ちた組織の事業展開により、自らの経営改善、強化を図り地域経済の発展に成果があった。
事業の成果	

五色郷活動支援事業

実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月31日
事業実施内容	(1) 地元イベントの参加活動 五色郷復活祭(令和6年3月24日) 雨天のため雨天時対応の開催となった。 (2) 対外関係イベントへの参加協力 1. 伊予市商工振興事業実行委員会主催「五色郷参加」 (令和5年4月16日、IYO夢みらい館) 2. 「一日警察官」街頭キャンペーン五色郷参加 (令和5年5月16日) 3. 五色郷表敬訪問 伊予市役所・伊予商工会議所・五色郷郵便局・泉豊診療所・伊予銀行・ヤマキ機・マルトモ機・フジ伊予店 (令和6年3月13日)
事業の成果	伊予市の名物として話題性を高めた五色郷が、地域の各種イベントに参加し、盛り上げることにより、伊予市のPRをはかり地域の活性化に役立てることができた。

年末大売出し事業

実施時期	令和5年12月1日～令和5年12月30日
事業実施内容	(1) 方法及び効果 ・大売り出し期間中、商品のお買い上げ5,000円ごとに抽選券1枚(5,000円未満の場合は500円ごとにつき補助券1枚)を顧客に発行し、抽選により景品を運送した。 ・チラシ相対によりPRに努めた。 ・消費者に地元商店での買い物を誘い、購買力の流出防止に効果があつた。 ・顧客へのサービス向上に努めた。 ・大型店並みのひととして、商店街の販売促進に効果があつた。
事業の成果	伊予市商店街が共同で、消費者ニーズに対応した大売出しを行った。年末における商店の販点を促進する一助となった。

伊予市商工振興事業決算書

様式第3号(第3条関係)

伊予市商店街等近代化特別事業収支決算書

1. 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
市補助金	4,226,000	4,226,000	0	
自己負担額	5,474,935	5,198,600	276,335	
合 計	9,700,935	9,424,600	276,335	

2. 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
伊予市商店街等近代化特別事業	8,926,892	8,524,600	402,292	伊予市商業協同組合事業 ・五ヶ郷活動支援事業
年末大売り出し事業	774,043	900,000	-125,957	
合 計	9,700,935	9,424,600	276,335	

1. 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
1. 市補助金	3,466,000	3,466,000	0	大洲商店対策
2. 自己負担額	5,460,892	5,058,600	402,292	
合 計	8,926,892	8,524,600	402,292	

2. 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
1. 商品等売行事業費	866,317	710,000	156,317	印刷費 50,397 委託手数料 10,700
2. 販流促進事業費	2,626,130	2,095,000	531,130	販流宣伝費 303,325 スタンディング事業 238,307
				にぎわいの創出 1,234,585
				金沢市立美術館 11,800
				佐古まつり振興地 49,185
				特別バーキング 736,380
				印刷委託業務 365,540
3. 地域ふれあい事業	3,015,170	3,150,000	-134,830	五ヶ郷商店街等の活性化推進事業 1,097,148
				ふれあい印刷費 570,394
				あなみ土曜夜市 350,131
4. 教育情報費	261,226	330,000	-68,774	
5. 調査研究費	0	20,000	-20,000	
6. 福利厚生費	0	20,000	-20,000	
7. 商店街近代化特別事業費	105,000	105,000	0	
8. 福利厚生費	5,000	5,000	0	
9. 消耗品費	26,279	35,000	-8,721	コピー代
10. 印刷費	350,140	310,000	40,140	総会、理事会
11. 会費	131,100	150,000	-18,900	
12. 交際費	61,870	30,000	31,870	
13. 関係団体負担金	1,146,995	1,147,000	-5	中興会、会費等、関係者へ負担
14. 租税公課	7,656	8,000	-344	
15. 通信費	5,853	8,000	-2,147	切手代
16. 雑費	89,029	150,000	-60,971	
17. 予備費	0	251,600	-251,600	
18. 寄付金	50,000	0	50,000	
19. 法人税等	169,213	0	169,213	
20. 当期純利益	110,120	0	110,120	
合 計	8,926,892	8,524,600	402,292	

歳末大売出し事業収支決算書

(単位:円)

1. 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
1. 市補助金	760,000	760,000	0	
2. 自己負担額	14,043	140,000	125,957	
合 計	774,043	900,000	125,957	

(単位:円)

2. 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
1. 貨品購入代金	94,065	83,000	11,065	菓子代金
2. 商品券代金	412,500	533,000	-120,500	伊予市共通商品券
3. 広告宣伝費	104,074	130,000	-25,926	チラシ郵送、印刷代
4. 印刷費	25,784	2,000	23,784	福引券、抽籤券
5. 人件費	133,550	130,000	3,550	アルバイト代
6. 消耗品費	1,400	1,000	400	ナイロン袋、事務用品等
7. 雑費	2,570	1,000	1,570	
合 計	774,043	900,000	-125,957	

伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金交付要綱

《趣旨》

第1条 この要綱は、双海・中山商工会等の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

《補助対象経費》

第2条 補助対象経費は、双海・中山商工会等が行うすべての活動経費とする。

《補助対象者》

第3条 補助金交付対象者は、双海・中山商工会、及海・中山商工会青年部及び双海・中山商工会女性部とする。

《補助金の額》

第4条 補助金の額は、予算で定めた額を限度とする。

《補助金の交付申請》

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金交付申請書（様式第1号）を市長が必要と認めると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

《補助金の交付決定》

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し適当と認めるときは、伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

《実施報告》

第7条 申請者は、事業の完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 伊予市双海・中山商工会等活動実績報告書（様式第3号）
- (2) 伊予市双海・中山商工会等活動経費収支決算書（様式第4号）
- (3) その他市長において必要と認めた書類

《補助金額の確定》

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の額を確定し、伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金額決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

《補助金の請求》

第9条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は特に必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付の決定をした後において、補助金の全部又は一部を抵算をもって交付することができる。

3 申請者は、前項の規定により補助金を抵算金により受けようとするときは、伊予市双海・中山商工会等活動経費補助金抵算金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 申請者は、前項の規定により補助金を抵算金により受けたときは、第7条に規定する書類を提出した日から10日以内に、補助金の精算をしなければならない。

5 市長は、第1項又は第3項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

《指導監理》

第10条 市長は、補助対象経費の使用に關して必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

《補助金の取組し等》

第11条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を、この要綱の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

《関係書類の保管》

第12条 申請者は、補助金を受けた年度の翌年度から起算し、5年間関係書類を保管しなければならない。

《その他》

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

《施行期日》

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）

2. この告示の施行の日の前までに、原市前の伊予市中山町商工会等活動経費補助金交付要綱（平成17年伊予市告示第128号）又は伊予市紋海町商工会等活動経費補助金交付要綱（平成17年伊予市告示第131号）の規定によりなされた処分、下請その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第3号（第7条関係）

令和5年度伊予市及海中山商工会等活動経費収支決算書

双中商第18号
令和5年3月31日

伊予市長 武智 邦典 様

申請者

住 所 伊予市中山町中山北85番地1

団体名 双海中山商工会

会長 久 保 栄



令和5年4月1日付け伊予市指合部266号で交付決定通知のあった補助金について、伊予市双海中山商工会等活動経費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、収支決算書を作成して報告します。

記

1. 活動の成果

市当局及び、国・県の施策に基づき、経営改善普及事業として県内小規模事業者の経済指導や青色申告会及び青年部・女性部の支援の支援を行った。経営改善支援事業では、本会経済指導分析会を行うため、独自の商品調査票を作成し、業種別（製造業、建設業、小売業、サービス業（建設））に調査を行った。また、アフターコロナとなり、各種イベントや会員研修旅行も実施し、その他、商品券発行事業、利子補給事業及び会員の健康診断事業等を実施し、地区内の事業間支援を行った。

2. 活動の内容

経営改善普及事業、一般事業等を下記の通り行いました。

- ①指導事業
- ②各種講習会等の開催
- ③金融指導事業
- ④各種事務の代行・労働保険事務組合業務
- ⑤品販路縮短指導・決算補正・消費税申告指導
- ⑥商品券発行事業
- ⑦健康診断事業
- ⑧商業振興事業
- ⑨工業振興事業
- ⑩総合振興事業
- ⑪デパート・デパート・運行事業

様式第4号（第7条関係）

伊予市及海中山商工会等活動経費収支決算書

自：令和 5年4月 1日

至：令和 6年3月31日

1. 収入の部

目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
助 金	28,314,000	28,314,000	628	決算額
助 金	0	0	0	
助 金	0	0	0	
助 金	14,619,000	14,619,812	812	一般 9,609,000 事業費 5,010,812
助 金	33,000	33,000	0	425051 66781
助 金	2,919,000	2,937,000	18,000	
助 金	4,500,000	4,507,003	7,003	
助 金	4,587,000	4,587,000	0	デパート・デパート
助 金	3,352,929	3,352,929	0	
合 計	58,314,929	58,311,372	35,457	

2. 支出の部

目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
経政事業指導職員施設費	22,413,800	22,412,608	△1,192	
経政事業指導事業費	8,827,100	8,827,580	480	
経営指導支援事業費	5,976,000	5,974,754	△1,246	
地域総合振興事業費	2,380,300	2,379,456	△844	
受託事業費	3,824,000	3,824,029	29	
管理費	14,893,729	14,925,934	32,205	
合 計	58,314,929	58,311,372	35,457	

出版 商务印书馆 1981年5月 1册

寒 風 刺 骨

宣統元年三月十一日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	
流 動 資 産	現金	40,117	未払金	297,798
	普通預金 (伊予銀行)	2,677,719	預り金	49,337
	未収金	929,262		
	前払金	7,814		
	流動資産合計	3,454,909	流動負債合計	347,085
引 当 預 金 資 産	役員退任慰勞引当預金	1,044,935	役員退任慰勞引当預金残高	1,044,935
	会館當務引当預金	7,660,440	会館當務引当預金残高	7,660,440
	運営安全引当預金	8,800,462	運営安全引当預金残高	8,800,462
	役員研修旅行引当預金	960,034	役員研修旅行引当預金残高	960,034
	引当資産合計	18,345,871	引当資産合計	18,345,871
固 定 資 産	建物	22,004,341	建物残高	22,004,341
	車両運搬具	714,302	車両運搬具残高	714,302
	器具備品	340,087	器具備品残高	340,087
	有価証券	43,800	有価証券残高	43,800
	固定資産合計	23,102,530	固定資産合計	23,102,530
合 計	45,103,310	合 計	45,103,310	

法人の部

$\lim_{n \rightarrow \infty} Q_n = 0$.

[illegible]

支出明細

大 分 類		科 目		当初予算額	補正予算額	決算額	対比増減 (△は減)	差 異
小 分 類								
1. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
2. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
3. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
4. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
5. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
6. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
7. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
8. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
9. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
10. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
11. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
12. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
13. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
14. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
15. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
16. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
17. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
18. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
19. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
20. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
21. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				
	2. 経費		10,000,000	0				
	3. 経費		10,000,000	0				
	4. 経費		10,000,000	0				
	5. 経費		10,000,000	0				
	6. 経費		10,000,000	0				
	7. 経費		10,000,000	0				
	8. 経費		10,000,000	0				
22. 新設設備費等事業費補助金計費費	18,431,200		22,413,800	△ 4,182	0			
	10,000,000		11,143,200	0	0			
	1. 設備費		0	0				

支出明細

大 分 類		小 分 類		出 入 分 類	補正金額	決 算 額	対比増減 (△は減)	差 異
1. 管理費		36,402,240		36,402,240	△ 2,228,150	7,251,816	△ 3,479	7,255,295
1 職員人件費		151,000		151,000	△ 6,000	41,410	△ 6,000	47,410
2 旅費		310,000		310,000	0	310,000	0	310,000
3 事務費		34,981,240		34,981,240	△ 1,922,150	1,630,406	△ 6,141	1,636,547
1 印刷費		0		0	0	0	0	0
2 文書費		0		0	0	0	0	0
3 印刷費		0		0	0	0	0	0
4 印刷費		0		0	0	0	0	0
5 印刷費		0		0	0	0	0	0
6 印刷費		0		0	0	0	0	0
7 印刷費		0		0	0	0	0	0
8 印刷費		0		0	0	0	0	0
9 印刷費		0		0	0	0	0	0
10 印刷費		0		0	0	0	0	0
11 印刷費		0		0	0	0	0	0
12 印刷費		0		0	0	0	0	0
13 印刷費		0		0	0	0	0	0
14 印刷費		0		0	0	0	0	0
15 印刷費		0		0	0	0	0	0
16 印刷費		0		0	0	0	0	0
17 印刷費		0		0	0	0	0	0
18 印刷費		0		0	0	0	0	0
19 印刷費		0		0	0	0	0	0
20 印刷費		0		0	0	0	0	0
21 印刷費		0		0	0	0	0	0
22 印刷費		0		0	0	0	0	0
23 印刷費		0		0	0	0	0	0
24 印刷費		0		0	0	0	0	0
25 印刷費		0		0	0	0	0	0
26 印刷費		0		0	0	0	0	0
27 印刷費		0		0	0	0	0	0
28 印刷費		0		0	0	0	0	0
29 印刷費		0		0	0	0	0	0
30 印刷費		0		0	0	0	0	0
31 印刷費		0		0	0	0	0	0
32 印刷費		0		0	0	0	0	0
33 印刷費		0		0	0	0	0	0
34 印刷費		0		0	0	0	0	0
35 印刷費		0		0	0	0	0	0
36 印刷費		0		0	0	0	0	0
37 印刷費		0		0	0	0	0	0
38 印刷費		0		0	0	0	0	0
39 印刷費		0		0	0	0	0	0
40 印刷費		0		0	0	0	0	0
41 印刷費		0		0	0	0	0	0
42 印刷費		0		0	0	0	0	0
43 印刷費		0		0	0	0	0	0
44 印刷費		0		0	0	0	0	0
45 印刷費		0		0	0	0	0	0
46 印刷費		0		0	0	0	0	0
47 印刷費		0		0	0	0	0	0
48 印刷費		0		0	0	0	0	0
49 印刷費		0		0	0	0	0	0
50 印刷費		0		0	0	0	0	0
51 印刷費		0		0	0	0	0	0
52 印刷費		0		0	0	0	0	0
53 印刷費		0		0	0	0	0	0
54 印刷費		0		0	0	0	0	0
55 印刷費		0		0	0	0	0	0
56 印刷費		0		0	0	0	0	0
57 印刷費		0		0	0	0	0	0
58 印刷費		0		0	0	0	0	0
59 印刷費		0		0	0	0	0	0
60 印刷費		0		0	0	0	0	0
61 印刷費		0		0	0	0	0	0
62 印刷費		0		0	0	0	0	0
63 印刷費		0		0	0	0	0	0
64 印刷費		0		0	0	0	0	0
65 印刷費		0		0	0	0	0	0
66 印刷費		0		0	0	0	0	0
67 印刷費		0		0	0	0	0	0
68 印刷費		0		0	0	0	0	0
69 印刷費		0		0	0	0	0	0
70 印刷費		0		0	0	0	0	0
71 印刷費		0		0	0	0	0	0
72 印刷費		0		0	0	0	0	0
73 印刷費		0		0	0	0	0	0
74 印刷費		0		0	0	0	0	0
75 印刷費		0		0	0	0	0	0
76 印刷費		0		0	0	0	0	0
77 印刷費		0		0	0	0	0	0
78 印刷費		0		0	0	0	0	0
79 印刷費		0		0	0	0	0	0
80 印刷費		0		0	0	0	0	0
81 印刷費		0		0	0	0	0	0
82 印刷費		0		0	0	0	0	0
83 印刷費		0		0	0	0	0	0
84 印刷費		0		0	0	0	0	0
85 印刷費		0		0	0	0	0	0
86 印刷費		0		0	0	0	0	0
87 印刷費		0		0	0	0	0	0
88 印刷費		0		0	0	0	0	0
89 印刷費		0		0	0	0	0	0
90 印刷費		0		0	0	0	0	0
91 印刷費		0		0	0	0	0	0
92 印刷費		0		0	0	0	0	0
93 印刷費		0		0	0	0	0	0
94 印刷費		0		0	0	0	0	0
95 印刷費		0		0	0	0	0	0
96 印刷費		0		0	0	0	0	0
97 印刷費		0		0	0	0	0	0
98 印刷費		0		0	0	0	0	0
99 印刷費		0		0	0	0	0	0
100 印刷費		0		0	0	0	0	0
101 印刷費		0		0	0	0	0	0
102 印刷費		0		0	0	0	0	0
103 印刷費		0		0	0	0	0	0
104 印刷費		0		0	0	0	0	0
105 印刷費		0		0	0	0	0	0
106 印刷費		0		0	0	0	0	0
107 印刷費		0		0	0	0	0	0
108 印刷費		0		0	0	0	0	0
109 印刷費		0		0	0	0	0	0
110 印刷費		0		0	0	0	0	0
111 印刷費		0		0	0	0	0	0
112 印刷費		0		0	0	0	0	0
113 印刷費		0		0	0	0	0	0
114 印刷費		0		0	0	0	0	0
115 印刷費		0		0	0	0	0	0
116 印刷費		0		0	0	0	0	0
117 印刷費		0		0	0	0	0	0
118 印刷費		0		0	0	0	0	0
119 印刷費		0		0	0	0	0	0
120 印刷費		0		0	0	0	0	0
121 印刷費		0		0	0	0	0	0
122 印刷費		0		0	0	0	0	0
123 印刷費		0		0	0	0	0	0
124 印刷費		0		0	0	0	0	0
125 印刷費		0		0	0	0	0	0
126 印刷費		0		0	0	0	0	0
127 印刷費		0		0	0	0	0	0
128 印刷費		0		0	0	0	0	0
129 印刷費		0		0	0	0	0	0
130 印刷費		0		0	0	0	0	0
131 印刷費		0		0	0	0	0	0
132 印刷費		0		0	0	0	0	0
133 印刷費		0		0	0	0	0	0
134 印刷費		0		0	0	0	0	0
135 印刷費		0		0	0	0	0	0
136 印刷費		0		0	0	0	0	0
137 印刷費		0		0	0	0	0	0
138 印刷費		0		0	0	0	0	0
139 印刷費		0		0	0	0	0	0
140 印刷費		0		0	0	0	0	0
141 印刷費		0		0	0	0	0	0
142 印刷費		0		0	0	0	0	0
143 印刷費		0		0	0	0	0	0
144 印刷費		0		0	0	0	0	0
145 印刷費		0		0	0	0	0	0
146 印刷費		0		0	0	0	0	0
147 印刷費		0		0	0	0	0	0
148 印刷費		0		0	0	0	0	0
149 印刷費		0		0	0	0	0	0
150 印刷費		0		0	0	0	0	0
151 印刷費		0		0	0	0	0	0
152 印刷費		0		0	0	0	0	0
153 印刷費		0		0	0	0	0	0
154 印刷費		0		0	0	0	0	0
155 印刷費		0		0	0	0	0	0
156 印刷費		0		0	0	0	0	0
157 印刷費		0		0	0	0	0	0
158 印刷費		0		0	0	0	0	0
159 印刷費		0		0	0	0	0	0
160 印刷費		0		0	0	0	0	0
161 印刷費		0		0	0	0	0	0
162 印刷費		0		0	0	0	0	0
163 印刷費		0		0	0	0	0	0
164 印刷費		0		0	0	0	0	0
165 印刷費		0		0	0	0	0	0
166 印刷費		0		0	0	0	0	0
167 印刷費		0		0	0	0	0	0
168 印刷費		0		0	0	0	0	0
169 印刷費		0		0	0	0	0	0
170 印刷費		0		0	0	0	0	0
171 印刷費		0		0	0	0	0	0
172 印刷費		0		0	0	0	0	0
173 印刷費		0		0	0	0	0	0
174 印刷費		0		0	0	0	0	0
175 印刷費		0		0	0	0	0	0
176 印刷費		0		0	0	0	0	0
177 印刷費		0		0	0	0	0	0
178 印刷費		0		0	0	0	0	0
179 印刷費		0		0	0	0	0	0
180 印刷費		0		0	0	0	0	0
181 印刷費		0		0	0	0	0	0
182 印刷費		0		0	0	0	0	0
183 印刷費		0		0	0	0	0	0
184 印刷費		0		0	0	0	0	0
185 印刷費		0		0	0	0	0	0
186 印刷費		0		0	0	0	0	0
187 印刷費		0		0	0	0	0	0
188 印刷費		0		0	0	0	0	0
189 印刷費		0		0	0	0	0	0
190 印刷費		0		0	0	0	0	0
191 印刷費		0		0	0	0	0	0
192 印刷費		0		0	0	0	0	0
193 印刷費		0		0	0	0	0	0
194 印刷費		0		0	0	0	0	0
195 印刷費		0		0	0	0	0	0
196 印刷費		0		0	0	0	0	0
197 印刷費		0		0	0	0	0	0
198 印刷費		0		0	0	0	0	0
199 印刷費		0		0	0	0	0	0
200 印刷費		0		0	0	0	0	0
201 印刷費		0		0	0	0	0	0
202 印刷費		0		0	0	0	0	0
203 印刷費		0		0	0	0	0	0
204 印刷費		0		0	0	0	0	0
205 印刷費		0		0	0	0	0	0
206 印刷費		0		0	0	0	0	0
207 印刷費		0		0	0	0	0	0
208 印刷費		0		0	0	0	0	0
209 印刷費		0		0	0	0	0	0
210 印刷費		0		0	0	0	0	0
211 印刷費		0						

伊予市双海中山商工会商品券発行事業費補助金交付要綱

平成20年3月31日
告 示 第 3 3 号

《趣旨》

第1条 この要綱は、伊予市の商業振興に資するため、双海中山商工会（以下「商工会」という。）が実施する商品券発行事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部について、市が予算の範囲内で伊予市双海中山商工会商品券発行事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

《補助対象及び補助金》

第2条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 額面500円に付き50円を割り引いて販売する商品券（以下「商品券」という。）の発行に要する経費。ただし、換金したものに限る。
- (2) 商品券、管理用ボスター等の印刷に要する経費
- 2 補助率は、前項第1号に規定する経費については、制引き額の10分の9以内とし、同項第2号に規定する経費については、10分の5以内とする。

《事業計画の承認》

第3条 商工会は、事業を実施しようとするときは、事前に事業計画承認申請書（様式第1号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

《補助金の交付内示》

第4条 市長は、前条の規定により提出された事業計画を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付について様式第2号により商工会に内示するものとする。

《補助金の交付申請》

第5条 商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

《補助金の交付決定》

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により商工会に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

《補助金の概算払》

第7条 市長は、必要と認めるときは補助金の一部又は全額を概算払することができる。
2 商工会は、概算払の必要があるときは、概算払請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定に基づいて、概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の概算払を行うものとする。

《補助金の精算及び変更交付決定》

第8条 補助金は、換金された商品券の枚数を確認し精算するものとする。

- 2 前項の規定に基づいて精算した結果、第6条の規定に基づいて通知した補助金交付決定額と相違するときは、様式第6号により補助金の変更交付決定を商工会に通知するものとする。

- 3 商工会は、市長が指定する日までに実績報告書（様式第7号）に精算払請求書（様式第8号）を添付し、補助金の精算をしなければならない。

《補助金の返還》

第9条 商工会がこの要綱に違反し、又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、若しくは既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還を命ずることができる。

《関係書類の保管》

第10条 商工会は、補助金を受けた年度の翌年度から起算し、5年間関係書類を保管しなければならない。

附 則

《施行期日》

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

《経過措置》

- 2 この告示の施行の日以前までに、廃止前の伊予市商工会共通商品券発行事業費補助金交付要綱（平成17年伊予市告示第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成23年5月25日から施行し、平成23年度事業から適用する。

令和5年度商品券 商店別換金合計

事業所名	機台数	機台金額
1 ウッドクラフトセンター	473	234,135
2 そば打ち体験施設	40	19,800
3 南ペン工房モンタナ	217	107,415
4 栃木遊舎	0	0
5 なかやま栗七センター	798	395,010
6 南平軽自動車	2,541	1,257,795
7 足利製菓石臼	4,621	2,287,395
8 南栄電機設備	900	445,550
9 一本食品・鯉魚	359	177,765
10 宮野そば製粉製造所	251	124,245
11 南栄井研会	7,303	3,614,985
12 上岡光文堂	235	116,325
13 谷日食料品店	271	134,145
14 島野酒店	1,422	703,590
15 つばうち食料品店	501	247,595
16 中成洋品店	372	134,640
17 梨栗旅館 新崎	0	0
18 中島洋品店	0	0
19 玉井酒店	757	374,715
20 酒亭 進作	68	33,660
21 南井田金物店	7,029	3,474,900
22 金野旅館	240	118,890
23 泉屋精米所	115	56,925
24 大松ゼンターファクト	0	0
25 山本自動調整工場	3,557	1,760,715
26 井上貞店	200	99,090
27 佐田美タクシー	379	187,665
28 県立ヨーロッパ館日本Agencyなかやま	9,336	4,621,530
29 新岡洋菓子店	142	70,290
30 木村マシン電器屋	11,541	5,719,795
31 矢科センターなかやま	2,221	1,059,395
32 面西洋文栄堂	224	110,880
33 貞坊	0	0
34 柳ましろ亭 久保	266	131,670
35 花の春ホテル	1,963	973,170
36 なかやまゾクアパース	21	10,395
37 新国建築	0	0

令和5年度商品券 商店別換金合計

	事業所名	換金枚数	換金金額
38	留西御律設	0	0
39	翠笑	544	267,735
40	ばんぐ107	33	16,335
41	藤岡工業社	3,944	1,952,280
42	Unit-Machine-ベーズル	143	73,785
43	たかむら	7,555	3,739,725
44	イナダ機械	5,095	3,017,925
45	寿司・津出し 双葉	1,762	872,190
46	津出し調京 灘	299	148,065
47	湖北康正高商店	920	460,350
48	オーム電気工事工業所	0	0
49	三津田洋子嬢	0	0
50	栗田建材	177	87,645
51	サザンウインド	0	0
52	どろばいハイパー編	61	30,135
53	Yショップ木村町木村酒店	2,324	1,150,380
54	上野建設港	950	470,250
55	徳源海産品	473	234,135
56	四国植苗船産	64	31,680
57	さち	1,317	651,915
58	ふたふたーサウズ・通の町ふたみ	440	217,800
59	HMのきの里	145	71,775
60	くじら	54	26,736
61	Asami Terrace ナサツカクインシヨブ	0	0
62	関木醤油工場	119	58,905
63	大島金物建材店	18	8,910
64	フレンカ陶用	91	45,045
65	坂戸モーターサービズ	13,275	6,571,620
66	みつし酒店	840	415,800
67	成井商店	1,899	935,550
68	ミヤオカ電器	6,692	3,013,540
合 計		107,896	53,465,350

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年3月18日

第3子市中山段中山在285番地1

双海中山商工会 会长 久保 榮



伊予市商工会等地域活性化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊予商工会議所、双海中山商工会及び伊予市商業協同組合（以下「商工団体」という。）が新規で行う、地域に密着した中小企業振興や地域経済活性化の取組に対し、市が予算の範囲内において伊予市商工会等地域活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の企画力及び組織力の向上並びに地域課題の解決を図ることを目的とする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業振興又は地域経済活性化を目的とする事業であって、戦略的かつ継続的に実施される事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- （1） 新分野への進出
- （2） 新たな連携の推進
- （3） 各種競争的資金獲得を目指した取組等
- （4） モデル的・試験的イベントの実施
- （5） その他特に市長が認めたもの

2 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表のとおりとする。

3 補助金の額は、補助対象経費（伊予市以外から補助金の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該補助金の額を差し引いた額）に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、建物等施設に関する経費、事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費、その他事業に関係ない経費は除く。

4 補助金の交付期間は、同一事業について、第4条の規定に基づき交付決定のあった日の属する年度から起算して5年度以内とする。

（交付申請）

第3条 補助金を受けようとする商工団体の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付に關し、条件を付すことができる。

（補助金の変更承認申請）

第5条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定となった事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更が生じるときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 交付決定額の変更を伴う補助対象経費の配分の変更

（2） 補助事業の内容の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の補助金変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、その旨を中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、第3条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請した補助事業者は、前項前段の規定により実績報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が確定した場合には、その金額（前項後段の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を年度仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条又は第5条第3項に規定する補助金の交付の決定をした後において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができるとする。

3 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項又は前項に規定する請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

5 補助金の概算払を受けた補助事業者は、第7条に規定する書類を提出した日から10日以内に、補助金の精算をしなければならない。

（目的外使用の禁止）

第10条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監査）

第11条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

（財産の管理）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により財産処分した場合で、補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2） この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

別表（第2条関係）

経費区分	内 容	備 考
謝金	委員、講師、専門家謝金	外部専門家に対し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
旅費	委員、講師、専門家等旅費	指導、調査等のための旅費として外部専門家に支払われる経費
	職員旅費	調査、研修会参加等のための旅費として職員等に支払われる経費
事業関係費	会議費、会費借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、ホーம்பレージ作成費、教材費、原稿料、受講料、補役務費等	調査・計画策定、職員の研修等の人材養成、販路開拓に要する経費、試験的イベント経費など事業に要する経費。ただし、一般管理費に該当する経費は除く。
研究開発費	原材料費、機械装置等の借料又は損料、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルティング料、構築物の購入・建造・改良・据付け・信用・保守・修繕に要する経費等	新技術、新商品等の研究開発に要する経費（試作品の開発又は実験を行う目的のものに限る。）
委託費	事業の一部を委託する経費	

（注）上記の経費は、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分できるものに限る。

（3） 補助事業を中止又は廃止したとき。

（4） その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月24日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前までに、この告示による改正前の伊予市商工会等地域活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により伊予市商工会等地域活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けている者に係る補助については、この告示による改正後の第2条第4項の補助金の交付期間に含む。



伊商第102号
令和6年3月18日

伊予市商工会等地域活性化支援事業実績報告書

伊予市長 武智 邦典 様

住 所 伊予市下番川1512-6
団体名 伊予市商工会連府
代表者 会頭 城戸 善浩 氏

伊予市商工会等地域活性化支援事業を実施したので、下記のとおり収支決算書を添えて報告します。

記

各種競争的資金獲得を目指した取組等(景気動向調査)

実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月17日
実施場所 及び 事業内容	令和5年1月～6月を上半期、令和5年7月～12月を下半期として、7月と1月に市内の事業所(ただし、農業、漁業、病院、神社寺院、銀行、貸家、学習塾、教養・技能教養は除く)を対象に、市内企業の実態と動向を把握し、現在の経営環境が各企業にどのような影響を及ぼしているか、さらに事業所の抱えている問題等を把握するためにアンケート調査を実施し、専門家による集計分析を行った。
事業効果	伊予市地域景気動向調査を実施した上半期(第17回)に636事業所へ調査票を配布、260事業所から回答を得た(41.1%)。下半期(第18回)は、643事業所へ調査票を配布、265事業所から回答を得た(41.2%)。 専門家に連携しデータの整理分析を実施した。この分析結果を基に、各企業が抱えている経営問題等を解決するための各種セミナーの開催や、経営相談、施策立案に活用する。 また、地域商工業振興のための支援資料として活用することが可能となり、今後の地域経済の活性化支援策にも活用できる情報収集ができた。

添付書類

- (1) 収支決算書(別紙)
(2) その他市長が必要と認める書類

別紙2

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A)-(B)	補助対象経費	備考
市補助金	187,951	187,951	0	187,951	
自己資金	187,952	187,952	0	187,952	
合 計	375,903	375,903	0	375,903	

2 支出の部

区分	予算額 (C)	決算額 (D)	差引 (C)-(D)	補助対象経費	備考
謝 金	198,000	198,000	0	198,000	専門家謝金 198,000
事業関係費	177,903	177,903	0	177,903	通信運搬費 136,323 消耗品費 40,580 雑役務費 900
合 計	375,903	375,903	0	375,903	

収入決算額(B) - 支出決算額(D) = 収入残額
375,903円 - 375,903円 = 0円

補助対象経費の支出明細表

事業区分	支出明細		予算額	支出済額	差引	備考
	【専門係金】					
助金	専門係金 森田 正樹(1回目)	9/7	198,000	99,000		
	専門係金 森田 正樹(2回目)	3/4		99,000		
	小 計		198,000	198,000	0	
	【通信運賃費】		136,323	46,388		
事業関係費	アンケート送付郵送代(上半期) 伊予郵便局	6/30		46,388		
	アンケート回収郵送代(上半期) 伊予郵便局	8/22・11/22		21,944		
	アンケート送付郵送代(下半期) 伊予郵便局	12/26		47,191		
	アンケート回収郵送代(下半期) 伊予郵便局	2/28		20,800		
	小 計		136,323	136,323	0	
	【雑品費】		40,590			
	アンケート送付用長3封筒 佐川印刷(株)	7/19		21,120		
	アンケート回収用長3封筒 佐川印刷(株)	7/19		19,470		
	小 計		40,590	40,590	0	
	【郵送料費等】		990			
事業関係費	アンケート送付・返信用封筒代 振込手数料	7/19		330		
	専門係金 振込手数料(1回目)	3/7		330		
	専門係金 振込手数料(2回目)	3/4		330		
	小 計		990	990	0	
合 計			375,903	375,903	0	

(金額 円)

事務事業名 総合計画等推進事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- その他

協働のまちづくりを実現する 市民討議会NEWS2023
令和4年度市民満足度調査全体集計

- 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード 総合計画、市民討議会、満足度調査

- その他参考となるホームページ

検索ワード 地方創生、デジタル田園都市国家構想

別添資料（パンフレット、独自に作成した概要説明資料）

事務事業名：総合計画等推進事業

1 謎解きスタンプラリー チラシ

SDGsの普及啓発事業の一つで、地元企業、商店を巻き込んだスタンプラリーを実施。SDGs啓発エコバックをもって市内で買い物（スタンプラリー）をしつつ、謎解きをすると景品GET！

2 市民討議会NEWS

令和5年10月1日に実施した市民討議会のまとめ資料。参加者が8つのグループに分かれ、設定したテーマについて議論を行い、議論内容を共有（発表）した。

3 市民満足度調査 全体集計

令和4年に実施した市民満足度調査の調査結果をまとめた資料。

4 総合戦略の改訂方針

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した本市の総合戦略改訂方針で、改訂の考え方や改訂手法、スケジュール、改訂内容をまとめた資料。本方針に基づき、令和6年3月に改訂作業が完了。考え方を整理することで、最小限の作業で改訂することができた。

※各店舗でのサービス提供は1回限りです。
※金額は税込です。

伊予エリア

- an'patisserie 七日**
1000円以上のお買い上げで、100円割引
- ウェルピア伊予**
レストラン五色のランチタイムスーパードリンクのご利用で、100円割引
- 海街商店**
300円以上のお買い上げで、コメオコシ個包装をプレゼント
- からぎ天ぶら店**
1000円以上のお買い上げで、100円割引
- ざきさんふあーむ**
白米4.5kg(玄米5kg)以上のお買い上げで、100円割引
※事前連絡が必要です(☎080-3168-0961)
- 手づくり交流市場 町家**
町家特産品販売所で1000円以上のお買い上げで、100円分のお買い得券をプレゼント
- (株)豆愛**
700円以上のお買い上げで、100円相当の豆腐・油揚げなどを日替わりでプレゼント
- Bears coffee**
500円以上のお買い上げで、ドリップバッグをプレゼント

双海エリア

- 関木醤油工場**
1000円以上のお買い上げで、100円割引
- 道の駅ふたみ ふたみシーサイド公園**
レストランモントブルーで1000円以上のお食事、次回使えるオリジナルブランドコーヒー券をプレゼント
- 海に恋する泊まれる喫茶店 ポパイ**
ポパイランチを注文で、みかんジュース1杯をサービス



SDGs x 伊予市

エコバッグを使うと、プラスチックごみや二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化や海洋プラスチックごみといった「地球が抱える深刻な問題」の解決にもつながります。
持続可能な未来のために、みんなで一緒に取り組みましょう。



サービス詳細は
伊予市HPから

中山エリア

- 新岡製菓**
1000円以上のお買い上げで、120円のパンをプレゼント
- (有)まんじゅう屋 久保**
1000円以上のお買い上げで、中山まんじゅう2個をプレゼント
- 道の駅なかやまクラフトの里**
ウッドクラフトセンターで1000円以上のお買い上げ/そば処さねこね亭で1000円以上のお食事、1000円ごとに100円分の商品券をプレゼント
※金額不可です。



Googleマップ
は、こちら
から！



スタンプカードと
エコバッグを忘れずに！



伊予市探検隊

謎角年き スタンプラリー

伊予市版SDGsロゴマーク入り
エコバッグ販売企画



エコバッグ販売

スタンプラリー開催

3/1(金) 5/6(月)
期間

エコバッグ
購入 5/12(日)
期間

限定 300個
(売り切れ次第終了)
¥500

所 ウェルピア伊予

所 伊予市内各所

節のyume

・サブボーカル

夢想家で芸術的な一面を持つ。独自の視点から歌詞を書き、判り節のアーティストを感じさせる歌でファンを魅了する。

・ パフォーマンス ・

グループのムードメーカー。軽快でユニークなパフォーマンスで観客を楽しませ、削り節の楽しさを伝える。

大好きなフタミちゃんを笑顔にしたいという熱い想いと、あわよくば、大好きな削り節にありつけるかもという淡い期待を胸に、吾輩は陽光きらめく町へ駆け出していく。

雑誌仕舞のにも

先着
50人

協賛店舗を回って
スタンプを10個以上集
謎解きに成功する

伊予市オリジナルSDGsグッズ
(1000円相当)をプレゼント

協賛店舗を回って
スタンプを6個集める

伊予市オリジナルSDGsグッズ
(500円相当)をプレゼント

どちらかのコースを選択して
吾輩に協力してくれ！

6/16(日)

6/16(日)が応募の締め切りです。



条件達成で
お得なサービスがー



①電子申請で応募



下田のみ

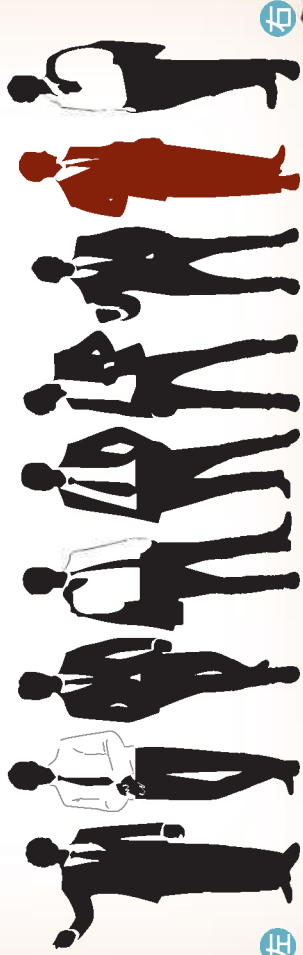
スタンプカードにスタ
ンプと、謎解きのヒント
カードをGET!

エコバッグとスタンプ
カードを持って協賛店舗
で買い物をする

カプセルトイ自販機で
エコバッグを購入する

イヨちゃんの大好きな人は

だ



デジタル田園都市国家構成総合戦略を勘案した 本市総合戦略改訂について（改訂方針）

R 6.1版

企画振興部企画政策課

デジタル田園都市国家構想について

＜デジタル田園都市国家構想基本方針について＞・・・令和4年6月 閣議決定

【背景】

平成26年以降、地方創生に取り組んできたが、東京一極集中の解消には至っていない。また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や地域コミュニティの弱体化など、地方は大きな影響を受けた。課題解決のためにはこれまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、大きくバージョンアップさせる必要がある。

新型コロナウイルス感染症は国民の生活に大きな打撃を与えた一方で、国民の様々な主体によるデジタル技術の活用を多方面で進める結果となり、地方移住への関心の高まりも相まって、人の流れに変化をもたらせた。特にリモート会議を含めテレワーク化が活発、定着化してきている。

このように、今後、社会課題の解決にはデジタル化が鍵となることが明らかである、地方におけるDXを推し進め、地方活性化を加速することが、デジタル田園都市国家構想の意義である。

【基本的な考え方】

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

- 地方の社会課題を成長のエンジンとし、持続可能な経済社会や新たな成長を実現。
- 東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとポトムアップの成長を推進。
- 国はデータ連携基盤の構築など環境整備に積極的に関わり、地方は目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進。

【取組方針】

☆解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
- ・過疎化・東京一極集中
- ・地域産業の空洞化、等

デジタル基表

地方の社会課題等
地方自治体の取組等
関係・協賛・連携

☆デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる
- ⑤地域の特色を生かした分野横断的な支援

- ハード・ソフトのデジタル基盤整備
- デジタル人材の育成・確保
- 誰一人取り残されないための取組

デジタルを地方創生の取組を進めるための手段として捉え、目指すべき社会の姿を追求

デジタル田園都市国家構想総合戦略について

＜デジタル田園都市国家構想総合戦略について＞ …… 令和4年12月 閣議決定

令和4年6月閣議決定された「デジタル田園都市国家構想（基本方針）」を実現するため、まち・ひと・しごと創生法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同条第6項の規定に基づき「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更（改訂）

【基本的な考え方】

- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとポトムアップの成長を推進。
- デジタル技術の活用について、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- これまでの地方創生の取組も蓄積された成果や知見に基づき改善を加えながら推進。

第2期
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」



デジタル



「デジタル田園都市国家構想総合戦略」

【デジタル田園都市国家構想総合戦略のポイント】

○国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本的な改訂し、令和5年から令和9年までの5年間の新たな総合戦略を策定（デジタル田園都市国家構想総合戦略）、基本方針に沿って、施策の充実・具体化を図るとともにIPとロードマップを位置づけ。

○地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。（令和4年12月23日、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の改訂を通知 ※法第9条、10条関連）

【取組の方向性】



デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した本市総合戦略改訂について

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を受けた本市の対応

【現在の本市総合戦略とデジタル田園都市国家構想総合戦略との比較（関係）】



デジタル田園都市国家構想総合戦略を助案した本市総合戦略改訂について

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を受けた本市の対応

国は、まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条に基づき、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を助案した地方版総合戦略を策定（改訂）するよう自治体へ通知
【本市の総合戦略改訂の趣旨】

- ①国の通知や法令に迅速に対応する。
- ②「デジタル田園都市国家構想交付金」や「企業版ふるさと納税」の活用（デジタル関連事業の財源確保）に対応する。※交付金等を活用するためには総合戦略に位置付けられることが必須

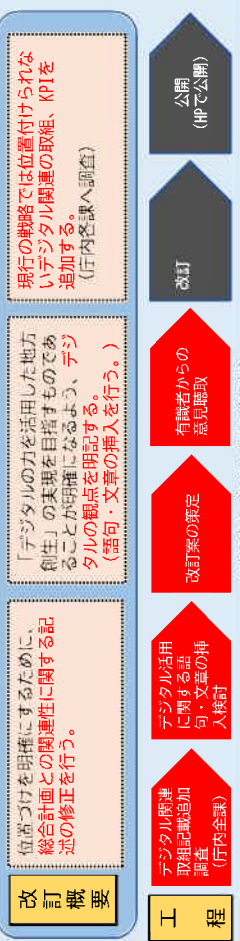


改訂作業に着手

※年度内（令和6年）を目途に改訂予定

【本市の総合戦略改訂の方針】

現行の「伊予市総合戦略」と「伊予市デジタル化推進計画」を整理することで、伊予市版のデジタル田園都市国家構想総合戦略への改訂対応とする。⇒（計画期間は変更せず、時点修正対応）なお、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に加え愛媛県の総合戦略も助案する。



デジタル田園都市国家構想総合戦略を助案した本市総合戦略改訂について

〔改訂の工程詳細〕

- R 5.5 改訂方針の検討
 - ・担当にて改訂方針を校討
- R 5.6 デジタル関連取組記載追加調査
 - ・全課を対象として、デジタル関連の取組等の追加記載に係る調査を実施
- R 5.7 ～ 改定案（素案）の策定作業
 - ・追加の取組や全体内容を調整し、改定案の素案を作成
- R 5.7 部課長会にて説明
 - ・改訂手法や工程について説明
- R 5.8 庁議にて説明
 - ・改訂手法や工程について承認を得る。
- R 5.9 市議会にて説明
 - ・定例市議会（9月）において一般質問（吉久議員）にて詳細を答弁
- R 5.10 ～ 住民・産官学金言士からの意見聴取
 - ・各分野から意見聴取を行い、改訂案への反映等を行った。
- R 6.1 改定案策定
 - ・改定案を策定、決裁にて改訂
- R 6.3 改訂
 - ・改訂版をHPで公開

デジタル田園都市国家構想総合戦略を立案した本市総合戦略改訂について

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を受けた本市の対応

【改訂の内容】

改訂ページ	改訂箇所（現行）	改訂内容
表紙	タイトル 改訂年月	「伊予市デジタル田園都市構想総合戦略」の追加 改訂年月 「令和6年〇月」を挿入
P3	2 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更 （以下、説明文書） デジタル田園都市国家構想総合戦略として位置付ける旨の記載に変更
P3	記述なし 【新設追加】	「3 社会変容に対応するデジタル化の視点 少子化高齢化・人口減少が深刻化する中、近年の新型コロナウイルス感染症・・・」を新設挿入 ※国や県の総合戦略及び伊予市デジタル化推進計画を勘案したもの。また、産業界意見も反映
P16	＜関係図＞未来戦略（重点プロジェクト）	「デジタル技術の活用」という吹き出しを挿入
P17	2 未来戦略について （1）未来戦略の考え方	文書中、「デジタルの力を活用した社会課題の解決を進めるとともに」を挿入 ※P16の関係図の運動した内容
P29	第2章 施策の大綱 1 まちづくりの基本目標	文書中、「デジタルの力を活用するなど、本市の社会課題の解決・脱力向上に資する取組を進めていきます。」を挿入 ※P17未来戦略と運動した内容
P49	1-2 人に優しい道路・交通体系づくり 「主要な事業」欄	「・自動運転バス運行事業」を追加

デジタル田園都市国家構想総合戦略を立案した本市総合戦略改訂について

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を受けた本市の対応

【改訂の内容】

改訂ページ	改訂箇所（現行）	改訂内容
P63	2-2 生涯にわたる健康づくり 「主要な事業」欄	「・医療分野DXの推進」※デジタル総合戦略から引用を追加
P65	2-3 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践 「主要な事業」欄	「・介護分野DXの推進」※デジタル総合戦略から引用を追加
P83	4-3 活力ある商業・工業の振興 「取組の方針と主要な事業」 取組方針「企業誘致・・・」の適用欄	また、デジタル環境の充実を図り、シェアオフィスやコワーキングスペースを活用したリーゼンション、リテライトオフィスの誘致に取り組みます。 を追加
P85	4-4 賑わいのある観光の振興 「主要な事業」欄	「自動運転バス運行事業」を追加 「観光DXの推進」を追加
P85	4-5 賑わいのある観光の振興 「重要業績評価指標（KPI）」欄	自動運転バスの適切な運行路線を確保します。 を追加
P85	4-6 賑わいのある観光の振興 「重要業績評価指標（KPI）」欄	観光入込客数を増やします。 （うち、道の駅（なかいま）） （うち、道の駅（たみ）） 観光集客の年間売上額を増やします。 を追加（変更）

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を受けた本市の対応

【改訂の内容】

改訂ページ	改訂箇所（現行）	改訂内容
P87	4-⑤食と食文化を生かしたまちづくり 「主要な事業」欄	「・観光物産協会振興事業」を追加
P87	4-⑤食と食文化を生かしたまちづくり 「重要業績評価指標（KPI）」欄	群馬県振興会の食文化振興（団体）版を転写します。 観光物産協会の新期間発売品数を増やします。 観光デジタル人材を増やします。 観光客の満足度を増やします。
P89	5-①市民が主役のまちづくり 「取組の方針と主要な事業」欄	関係人口の増進、観光の種 選 観光物産協会が主役とする関係人口の創 出、観光に力を入れる、観光振興などの取組み がなおある価値を創出します。
P29	5-①市民が主役のまちづくり 「主要な事業」欄	「・関係人口等創出事業」を追加
P89	5-①市民が主役のまちづくり 「重要業績評価指標（KPI）」欄	関係人口の創出・拡大に資する事業の実績数を 目標値とします。
		の追加